津市上下水道事業告示第１５号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和３年３月１６日

津市上下水道事業管理者　田　村　　学

１　供用及び処理を開始する年月日

令和３年３月３１日

２　下水を排除及び処理する区域

⑴　流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、栄町三丁目の一部、栄町四丁目の一部、羽所町の一部、大谷町の一部、上浜町一丁目の一部、河辺町の一部、河芸町中別保の一部、河芸町一色の一部、河芸町上野の一部、河芸町東千里の一部、安濃町清水の一部、安濃町曽根の一部及び安濃町東観音寺の一部

⑵　流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

船頭町津興の一部、阿漕町津興の一部、藤方の一部、垂水の一部、高茶屋小森町の一部、雲出本郷町の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、久居北口町の一部、久居元町の一部及び新家町の一部

⑶　流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

白山町川口の一部及び白山町二本木の一部

⑷　津市単独公共下水道（椋本処理区）

芸濃町椋本の一部

３　供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

４　供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

５　下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

⑴　流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町１５９２番地

志登茂川浄化センター

⑵　流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町５２番地５

雲出川左岸浄化センター

⑶　流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町３９２２番地

松阪浄化センター

⑷　津市単独公共下水道（椋本処理区）

津市芸濃町椋本２５７６番地

津市椋本浄化センター

６　縦覧場所

津市殿村５番地

津市上下水道管理局営業課

７　縦覧期間

令和３年３月１７日から同月３０日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

８　縦覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

供用開始区域図　白塚町

R3. 3. 31

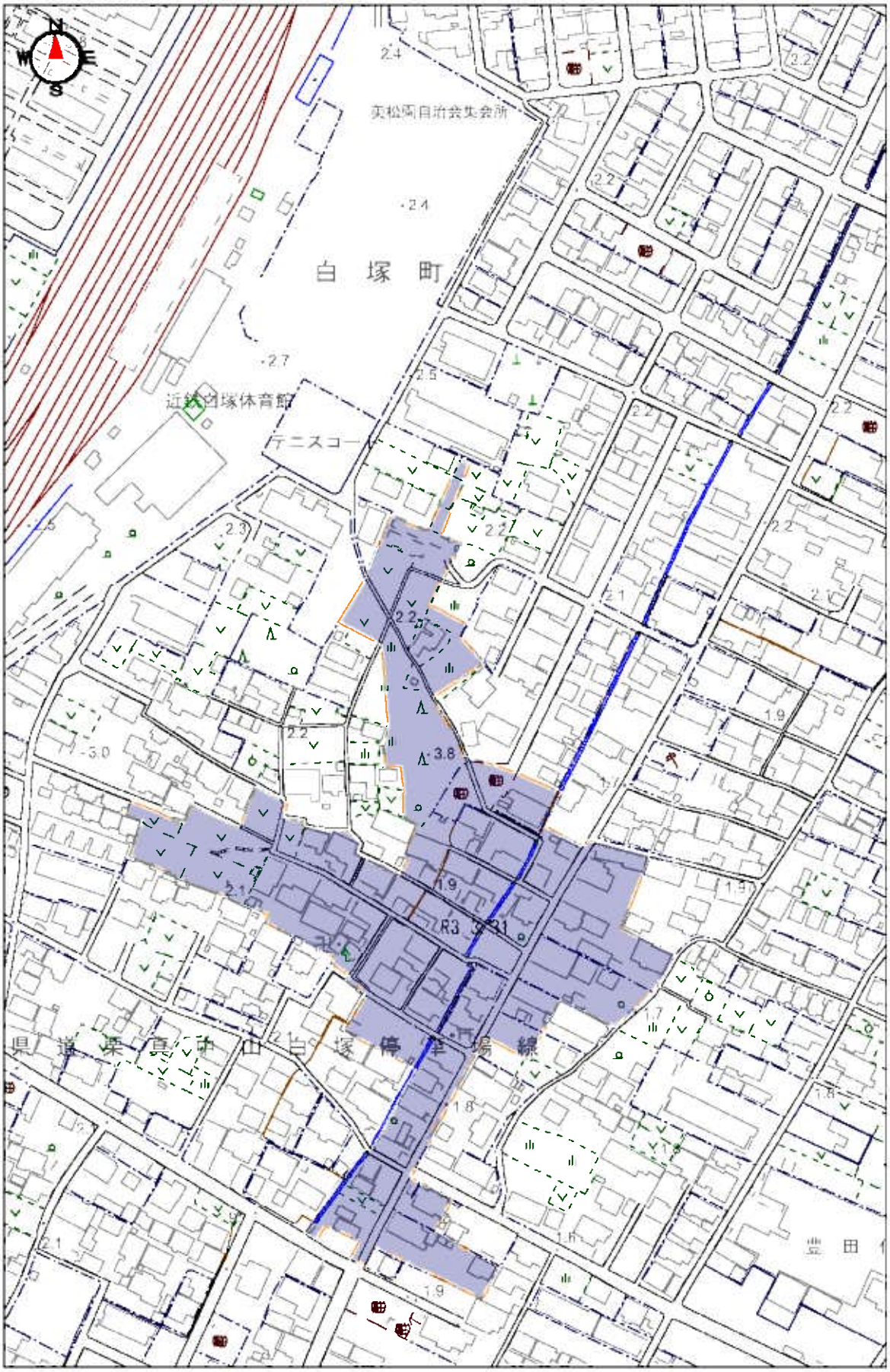

0　100m

1：2,500

津北部第２処理分区

供用開始区域図　白塚町

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

津北部第２処理分区

供用開始区域図　白塚町

R3. 3. 31

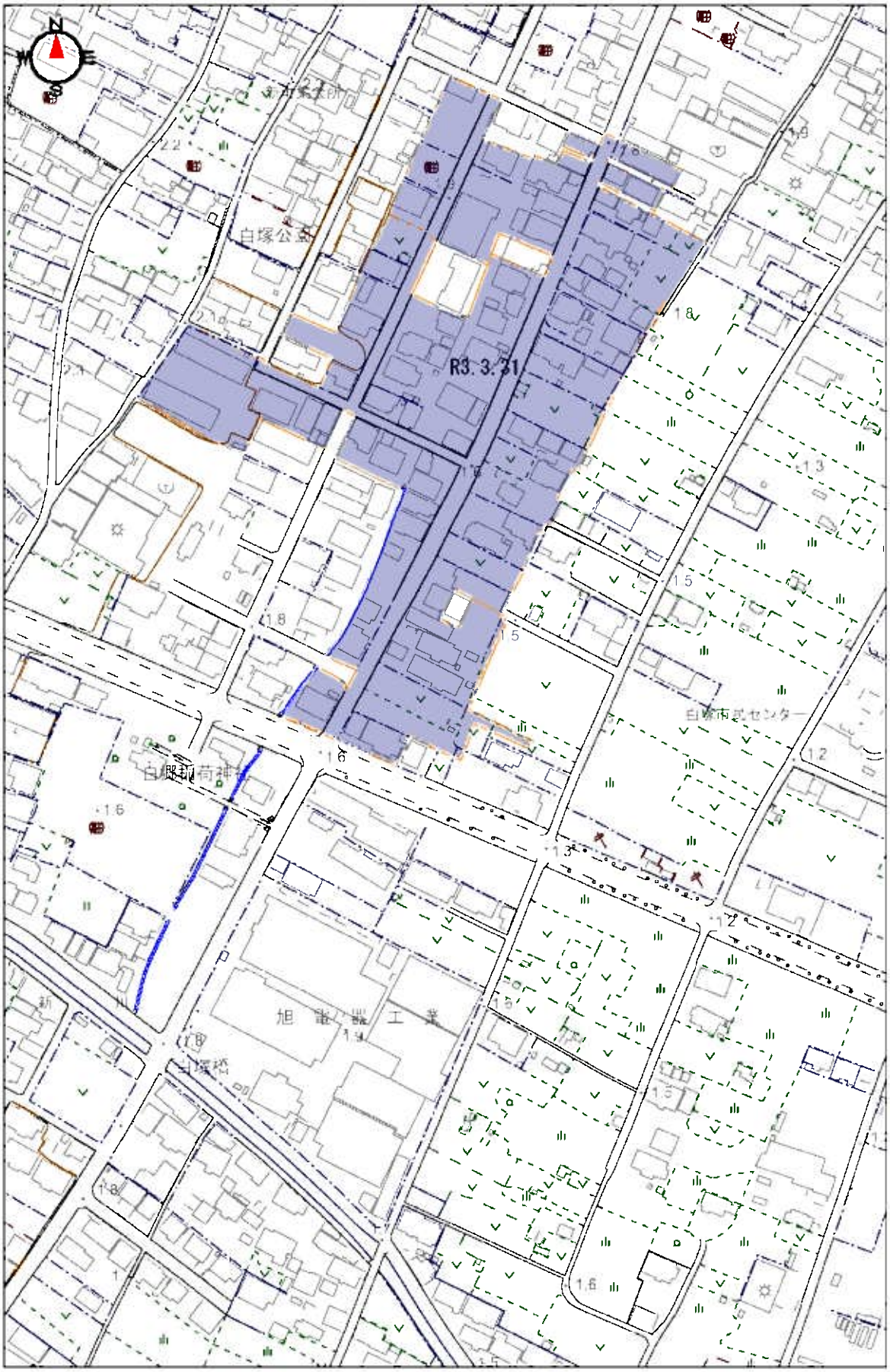

0　100m

1：2,500

津北部第２処理分区

供用開始区域図　白塚町

R3. 3. 31

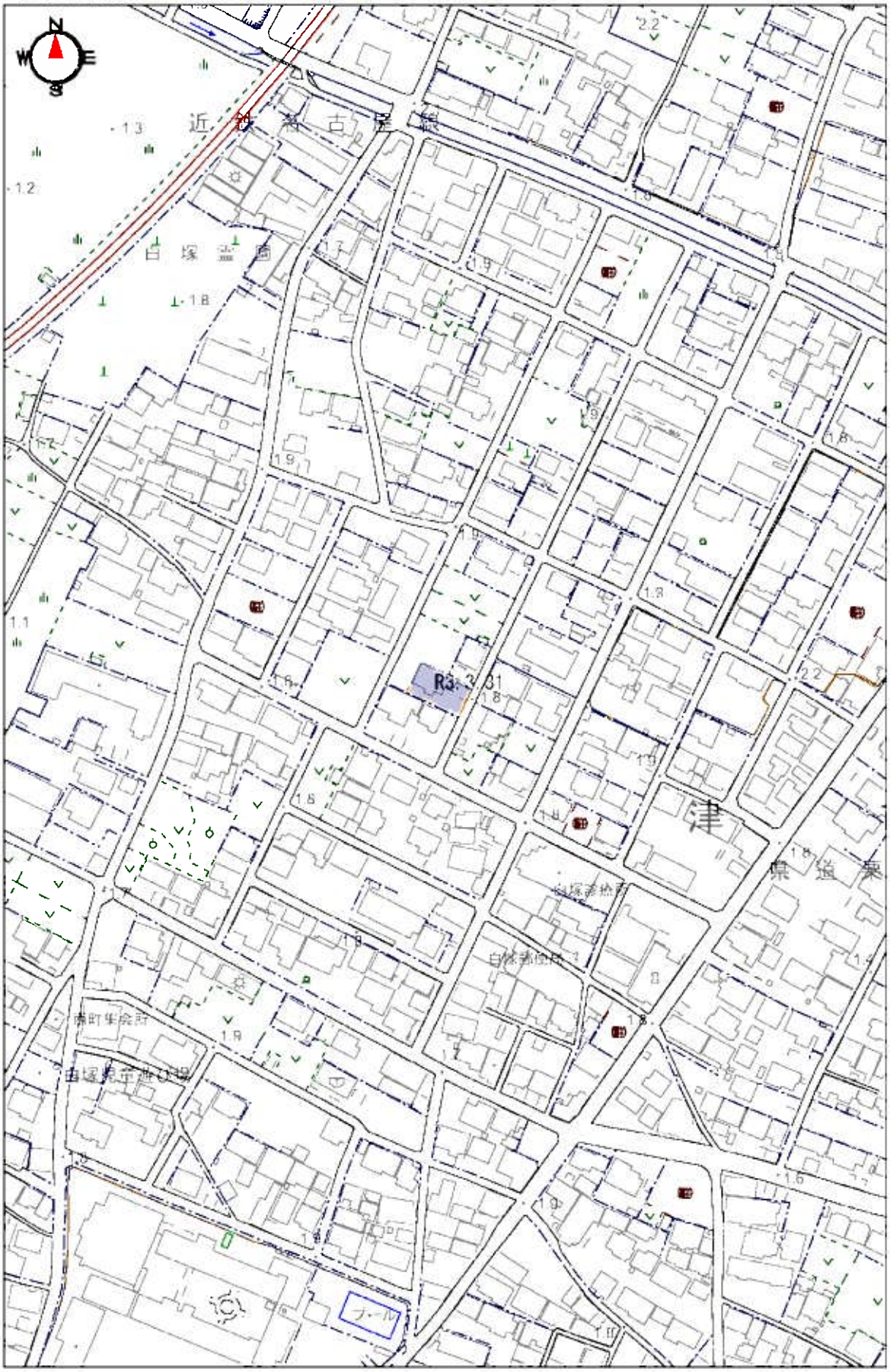

0　100m

1：2,500

津北部第３－１処理分区

供用開始区域図　栄町三丁目、羽所町及び大谷町

R3. 3. 31

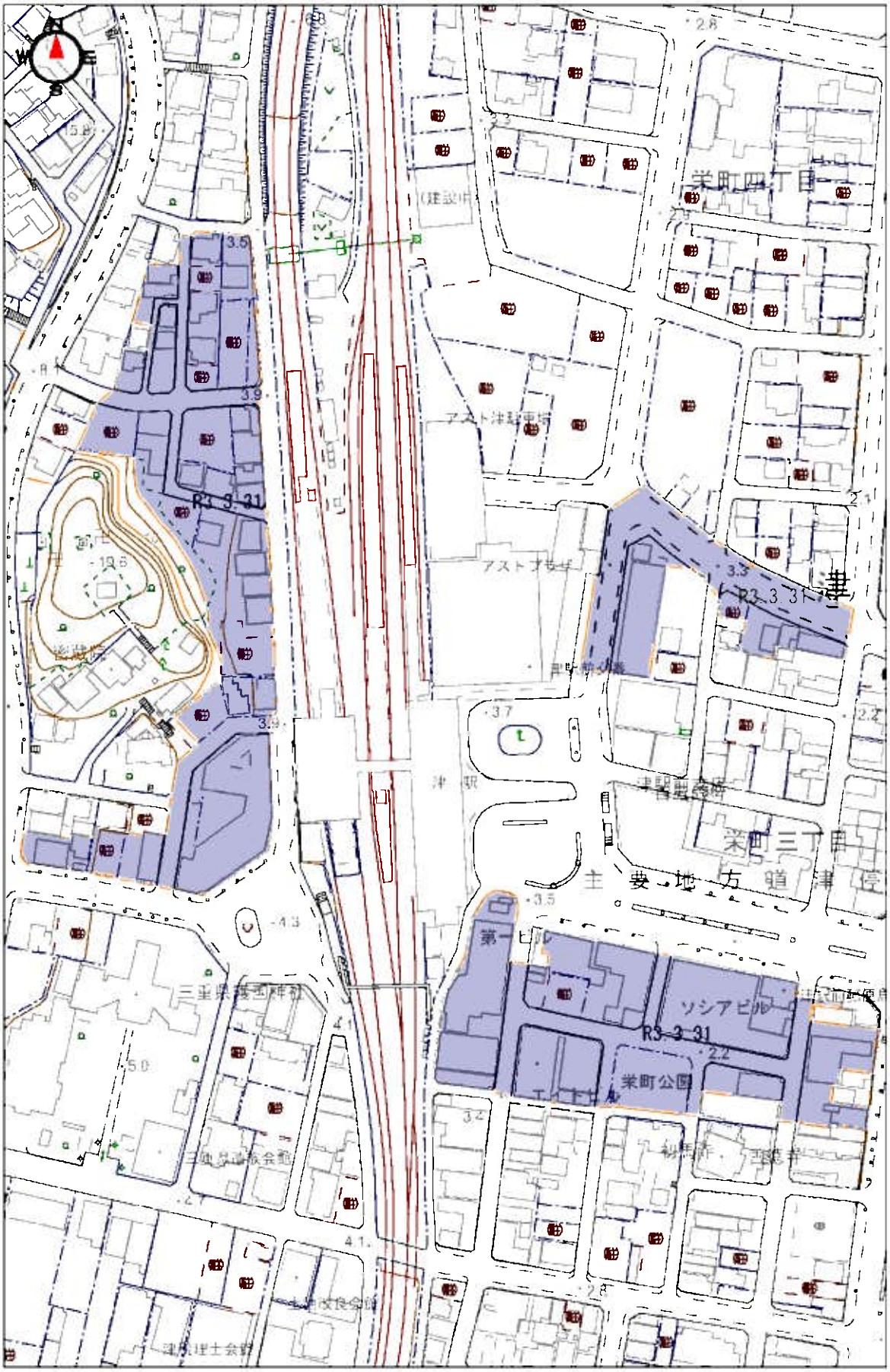

0　100m

1：2,500

津北部第１３及び津北部第１４処理分区

供用開始区域図　栄町四丁目及び上浜町一丁目　R3. 3. 31

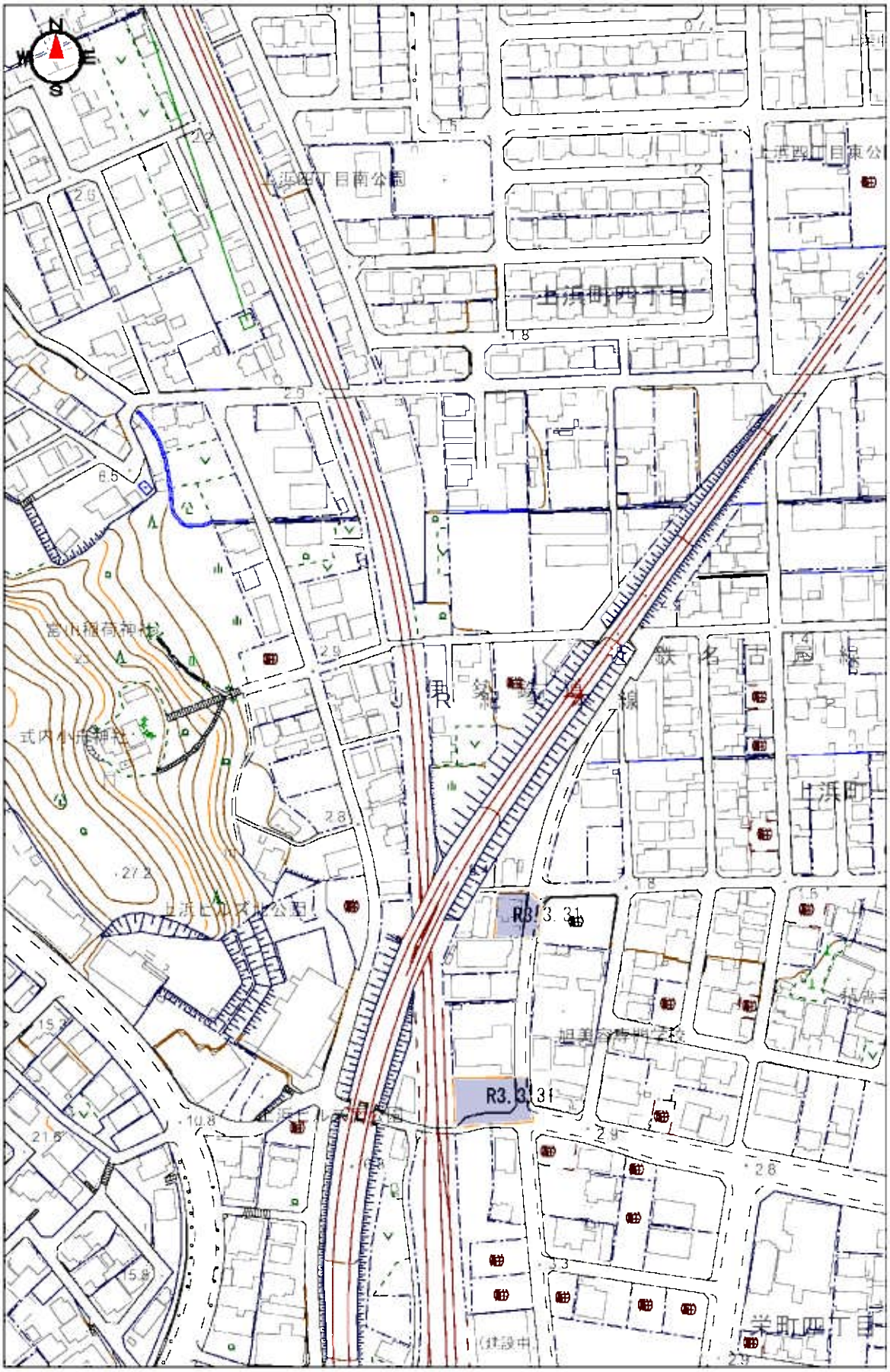

0　100m
1：2,500

津北部第１３処理分区

供用開始区域図　河辺町及び安濃町清水　R3. 3. 31

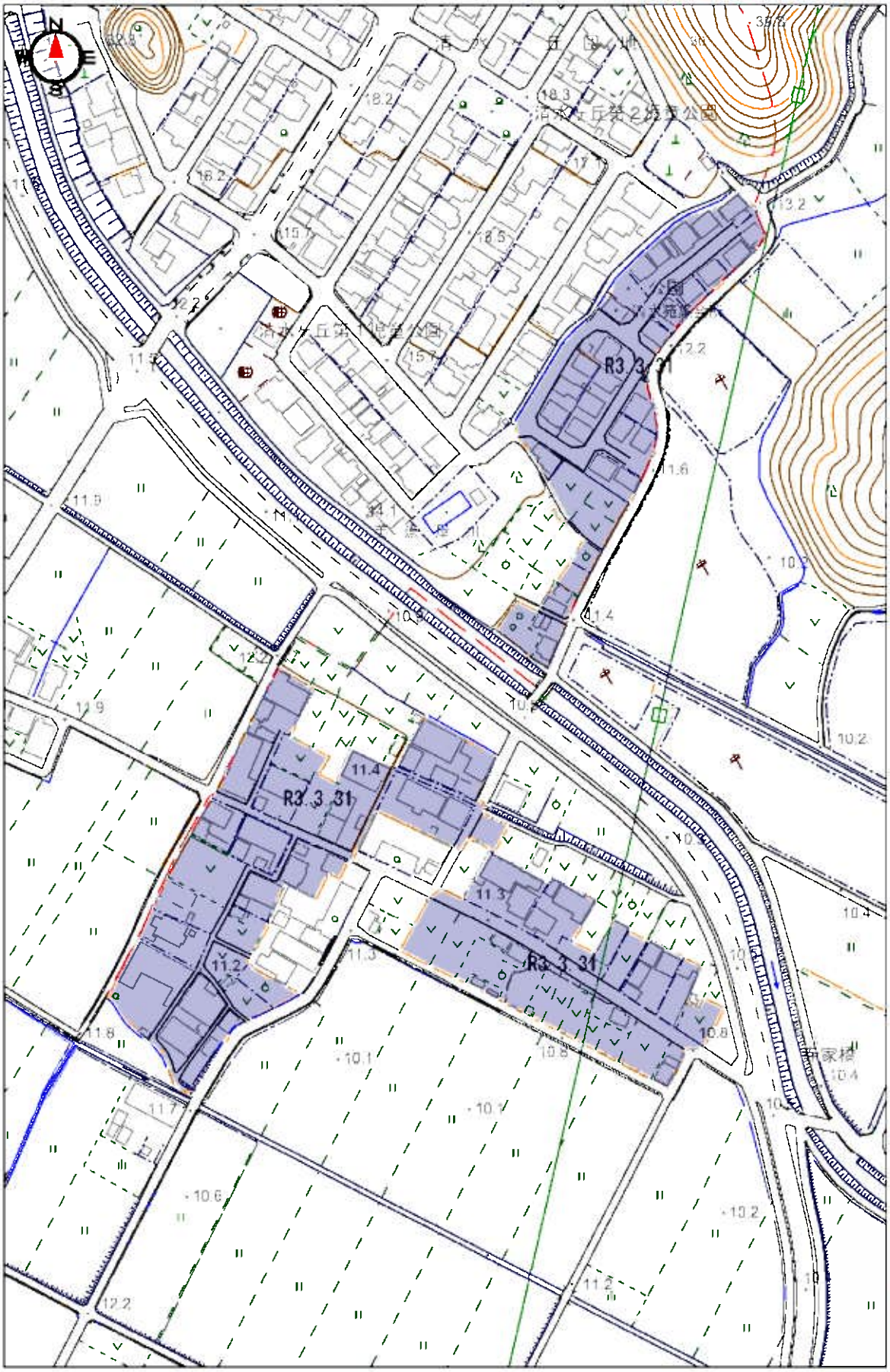

0　100m
1:2,500

清水処理分区

供用開始区域図　河芸町中別保及び河芸町一色　　R3.3.31

0　100m
1:2,500

一色第２処理分区

供用開始区域図　河芸町一色

R3. 3. 31

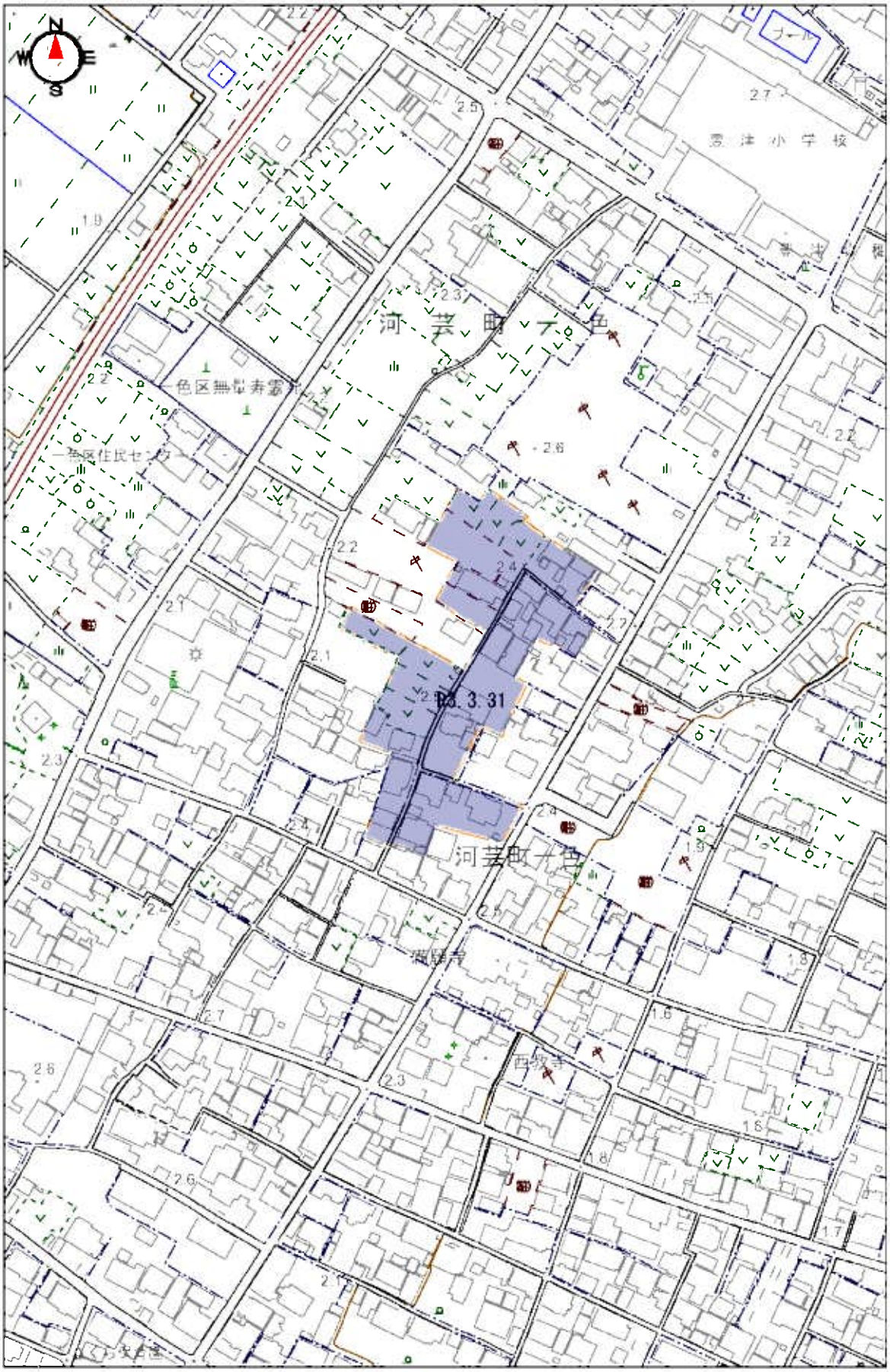

0　100m

1：2,500

一色第１処理分区

供用開始区域図　河芸町上野

R3. 3. 31

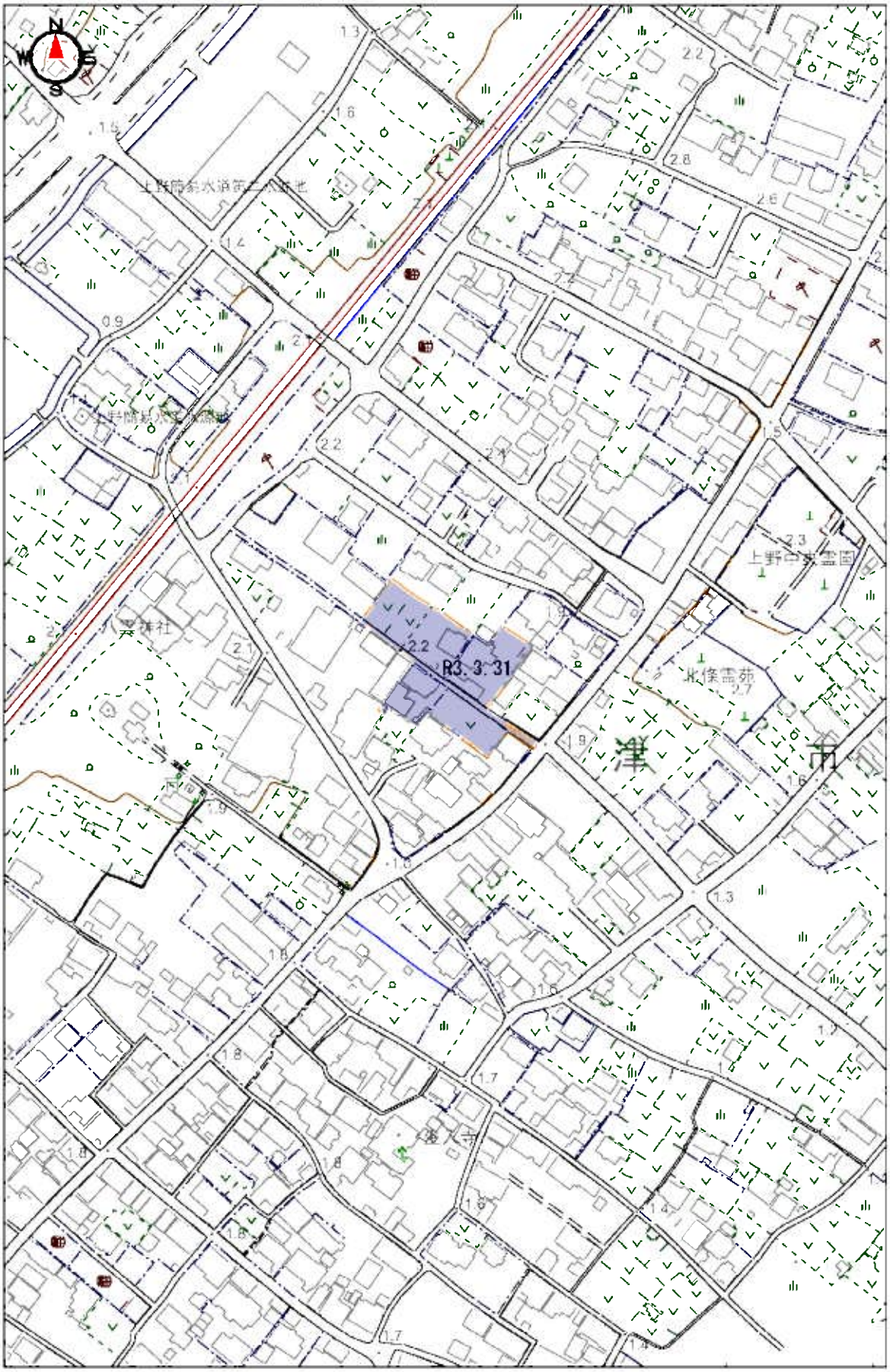

0　100m

1：2,500

中別保第２処理分区

供用開始区域図　河芸町上野

R3. 3. 31

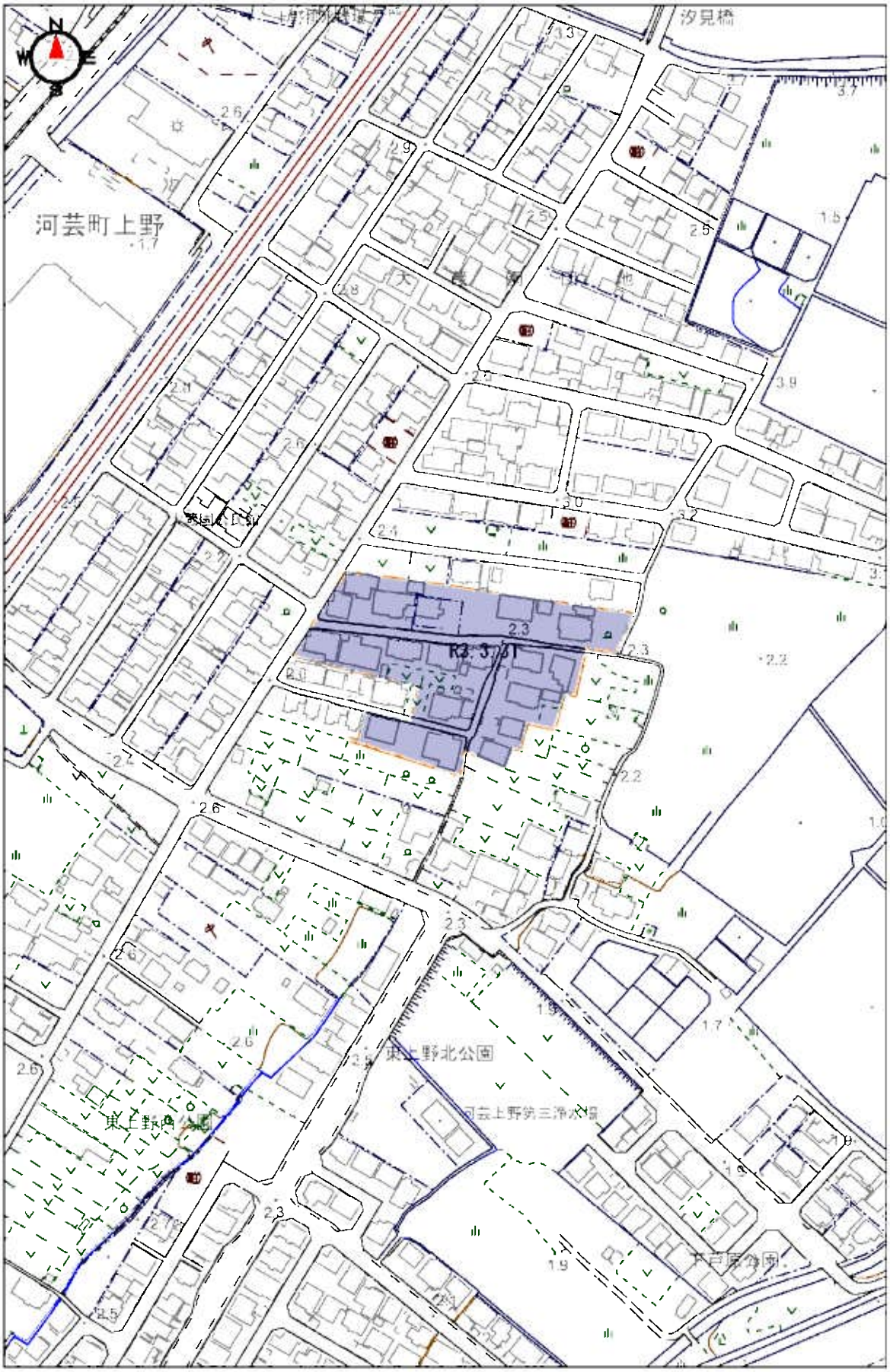

0　100m

1：2,500

上野処理分区

供用開始区域図　河芸町東千里

R3.3.31

0　100m

1:2,500

東千里東部処理分区

供用開始区域図　安濃町曽根

R3. 3. 31

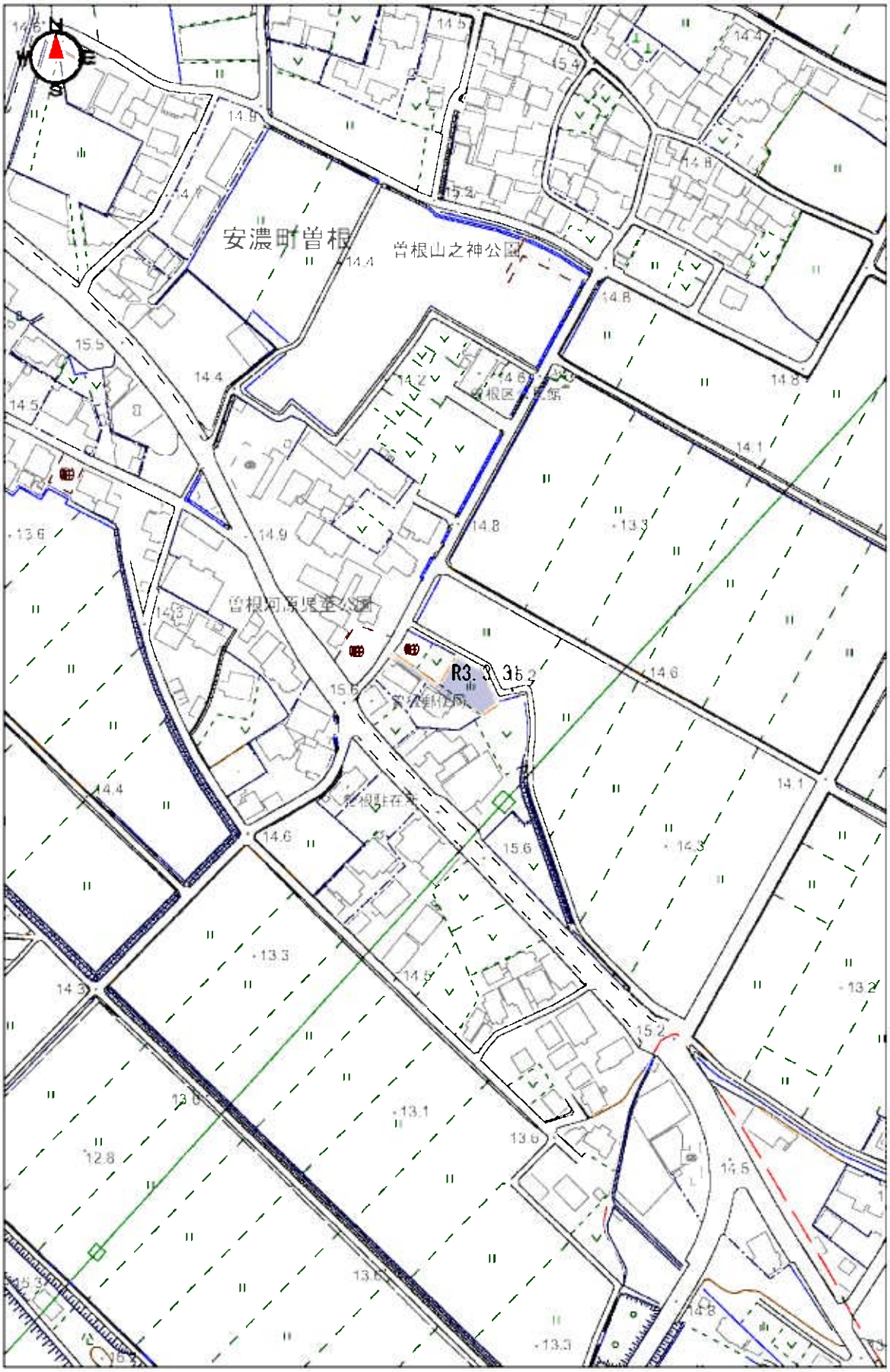

0　100m

1：2,500

曽根南処理分区

供用開始区域図　安濃町東観音寺

R3. 3. 31

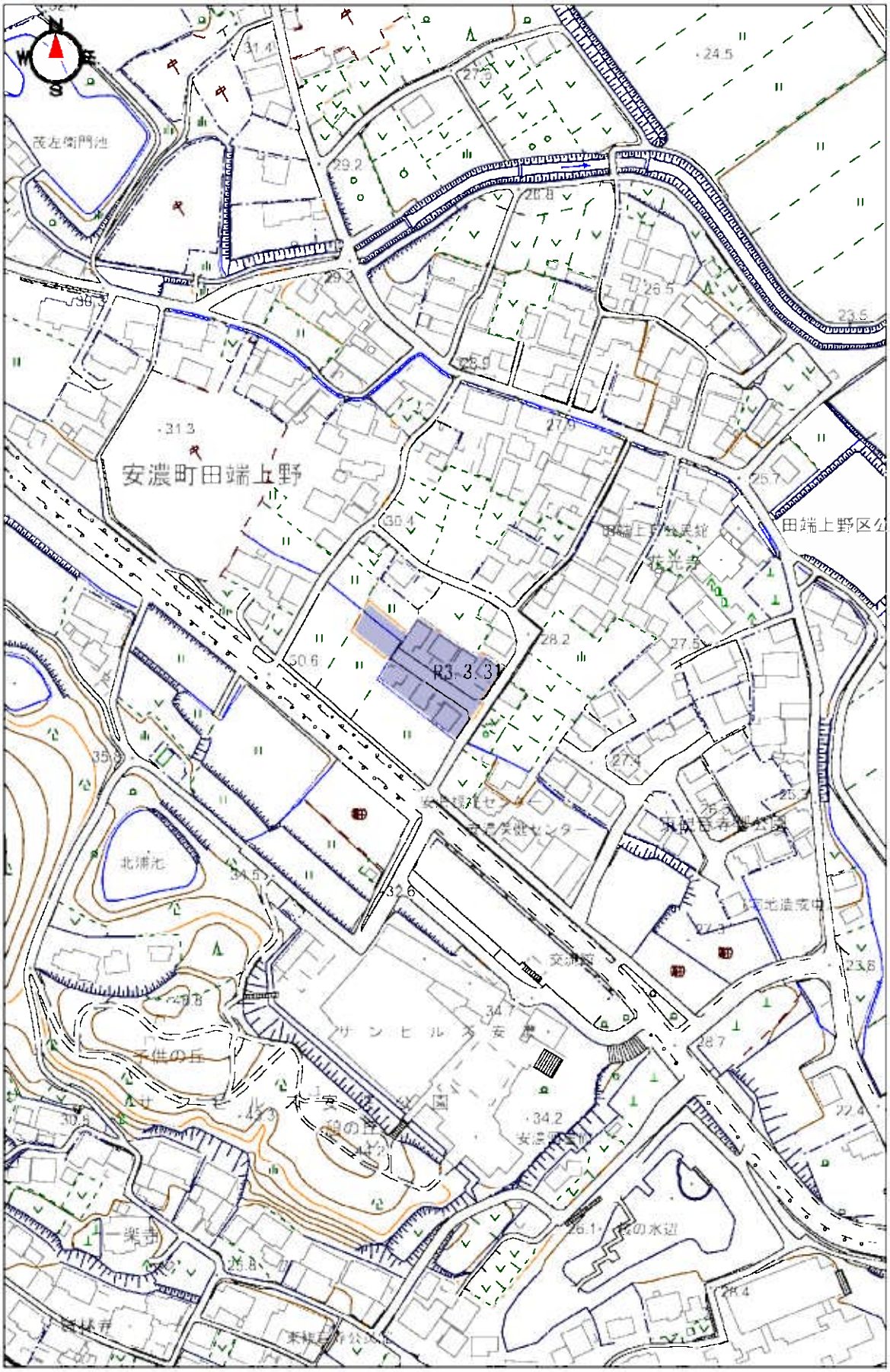

田端上野処理分区

供用開始区域図　船頭町津興

R3. 3. 31

0　100m

1:2,500

津第５－４処理分区

供用開始区域図　阿漕町津興

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

津第５－４処理分区

供用開始区域図　藤方

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　藤方

R3. 3. 31

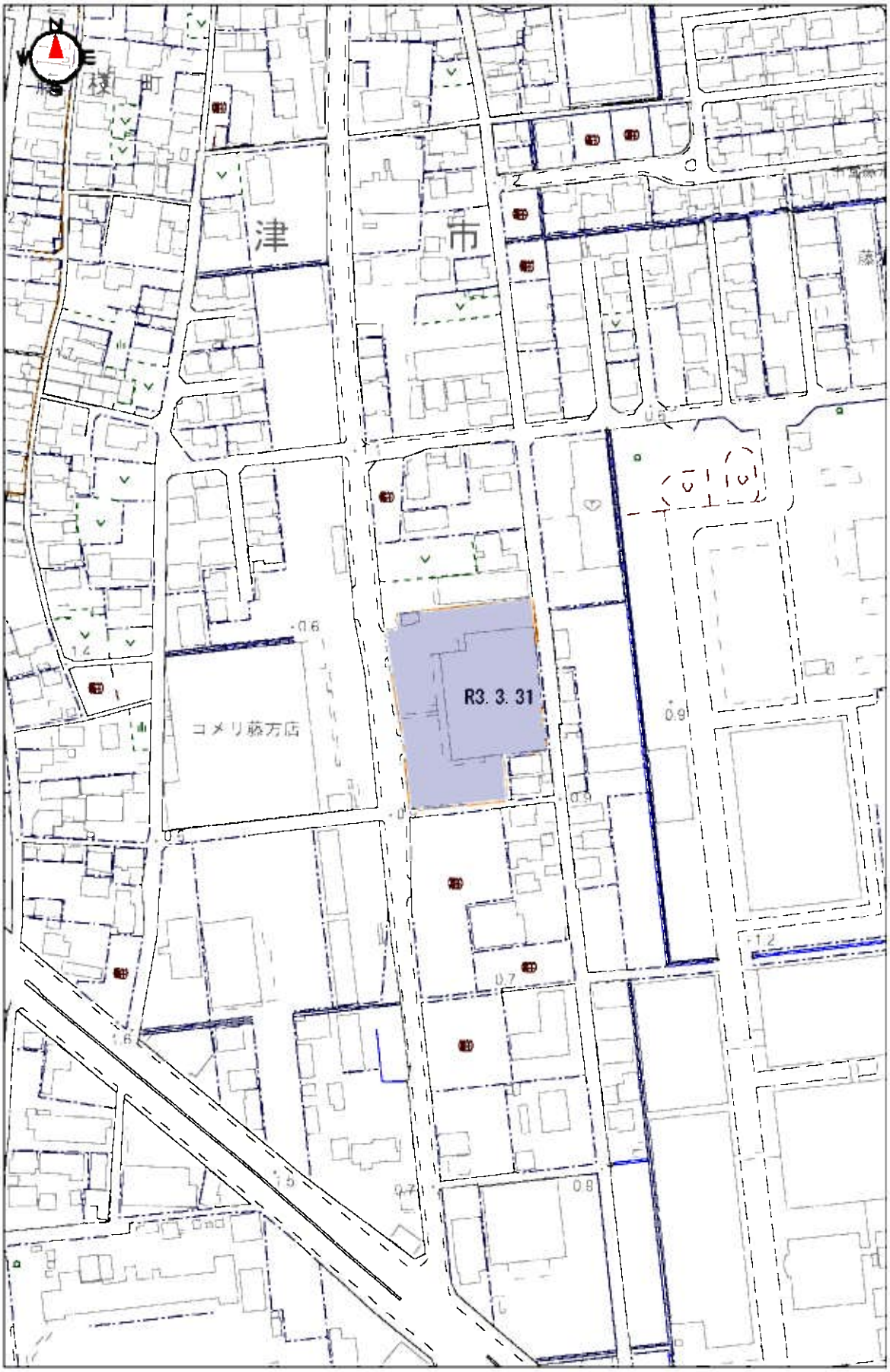

0　100m

1：2,500

津第５－２処理分区

供用開始区域図　垂水

R3. 3. 31

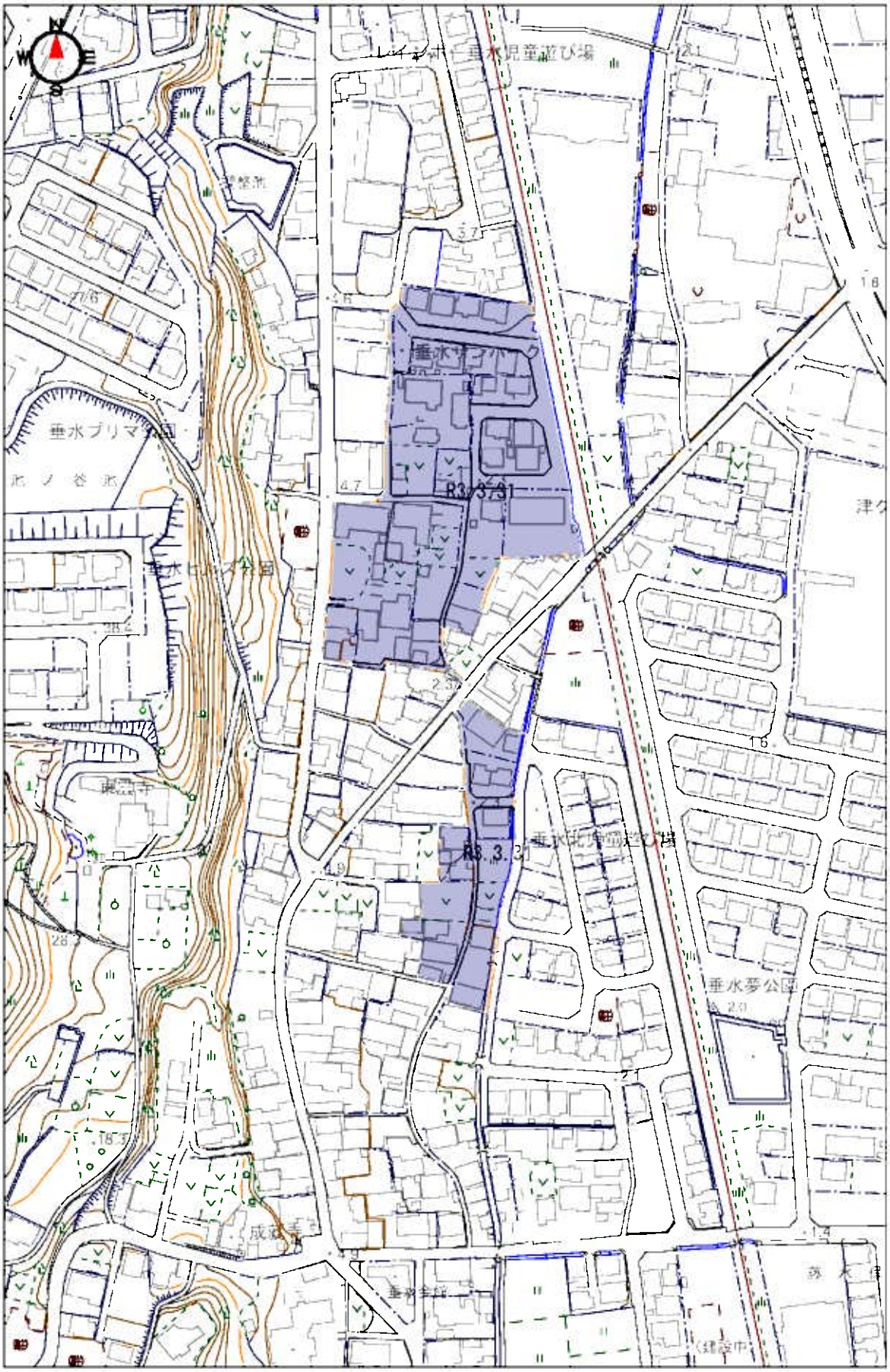

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　垂水

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

津第３－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町

R3. 3. 31

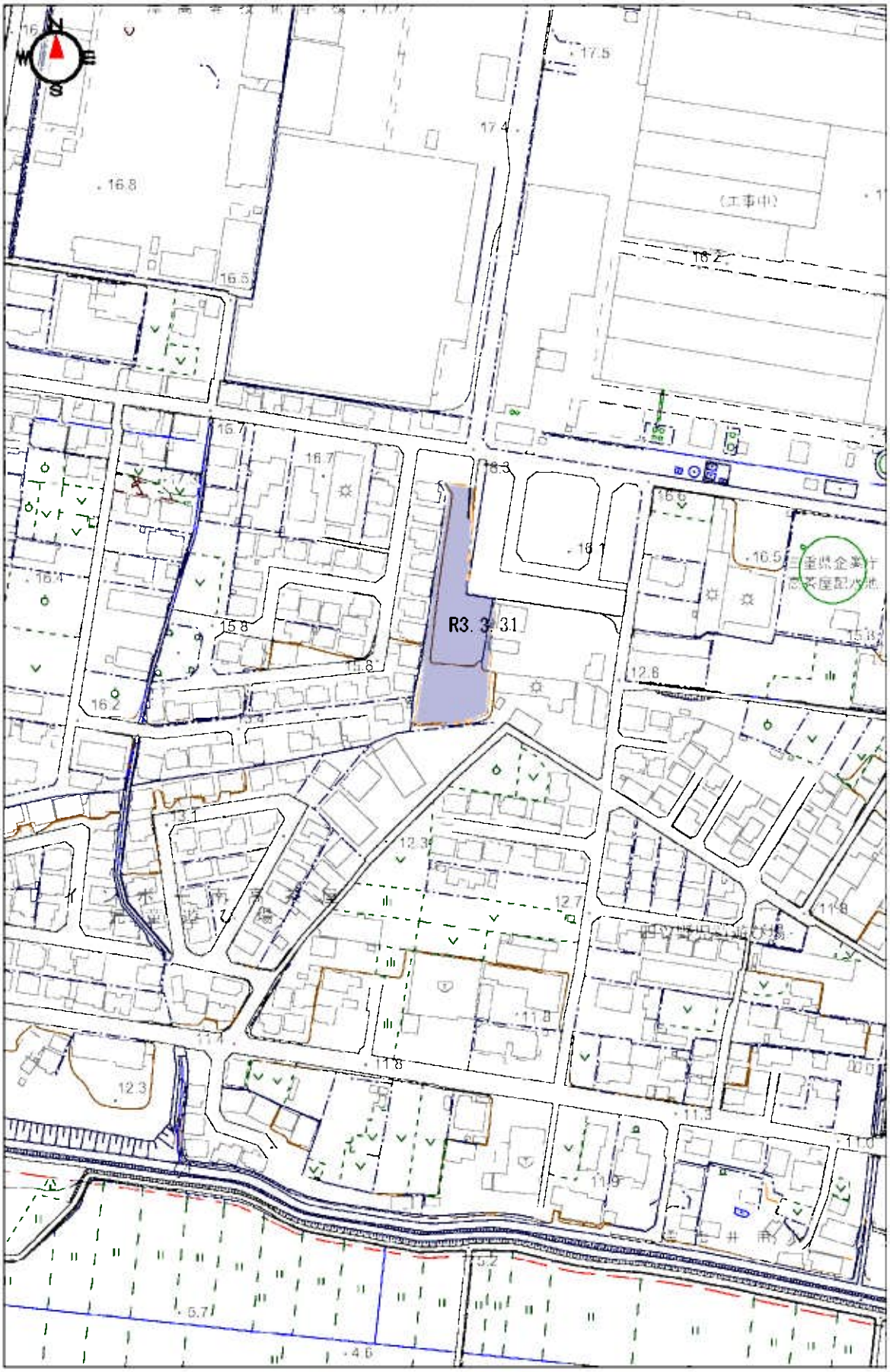

0　100m

1:2,500

津第３－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町

R3. 3. 31

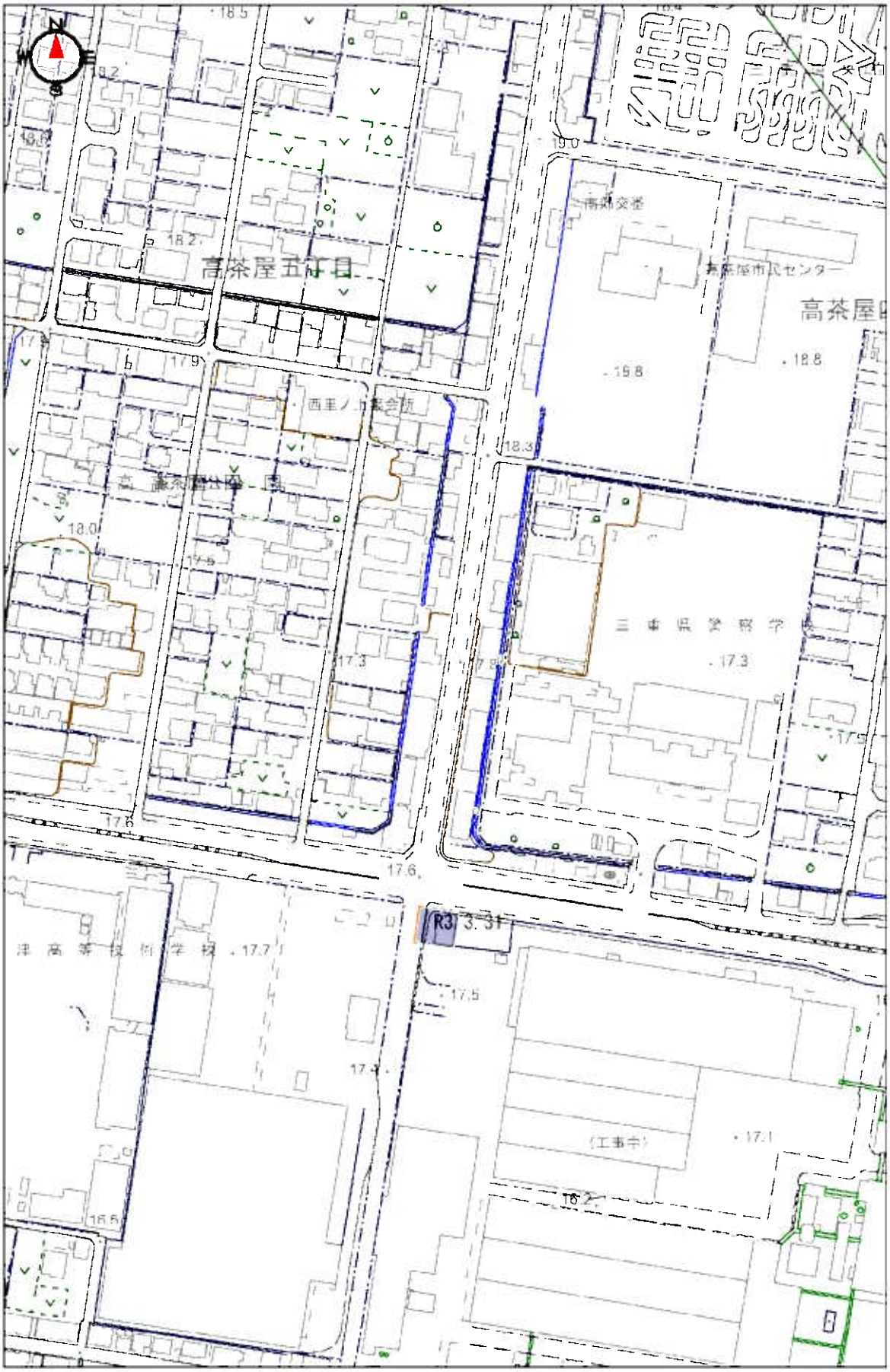

0　100m

1：2,500

津第３－２処理分区

供用開始区域図　雲出本郷町

R3. 3. 31

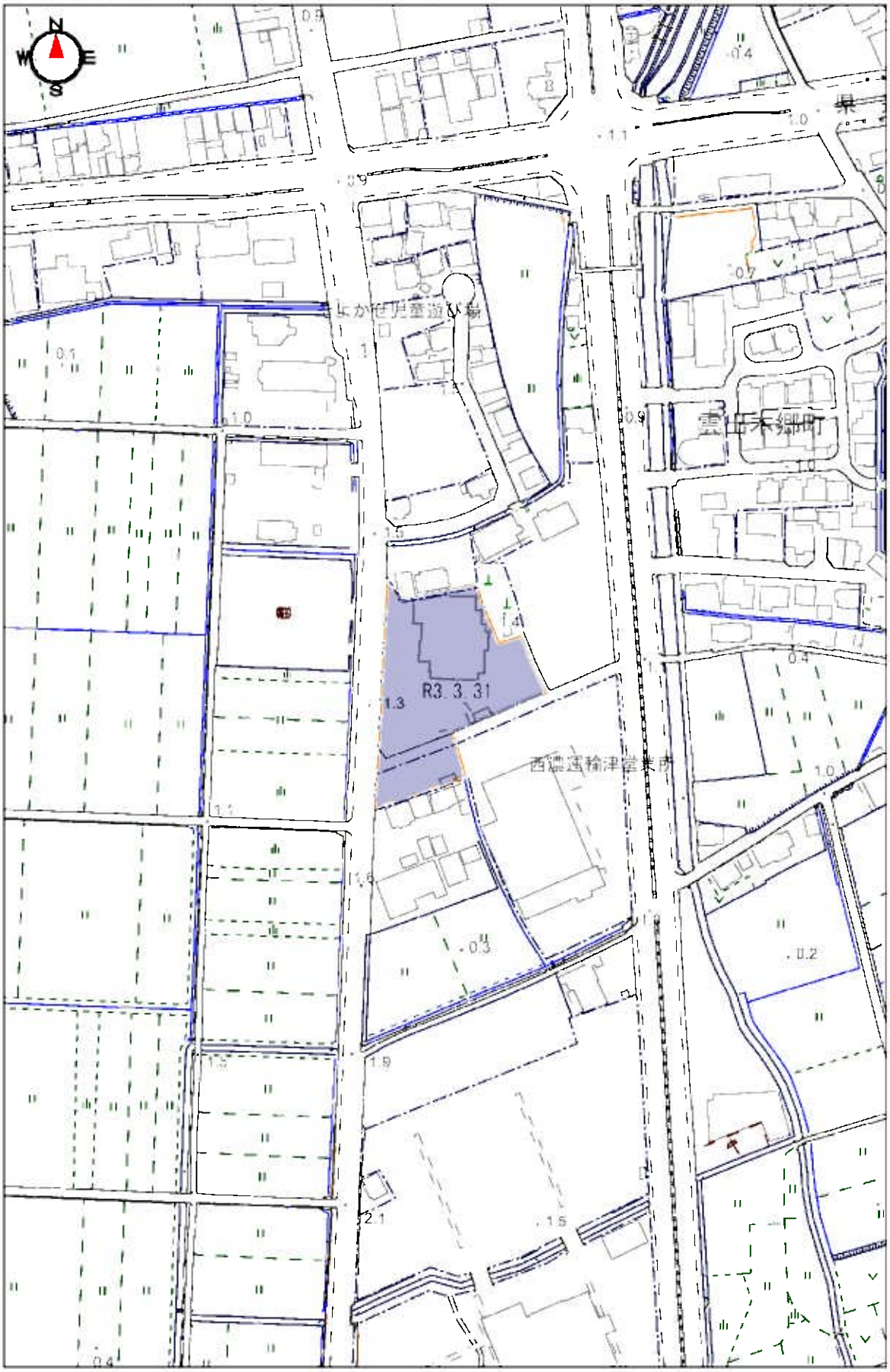

0　100m

1：2,500

津第２処理分区

供用開始区域図　高茶屋一丁目

R3. 3. 31

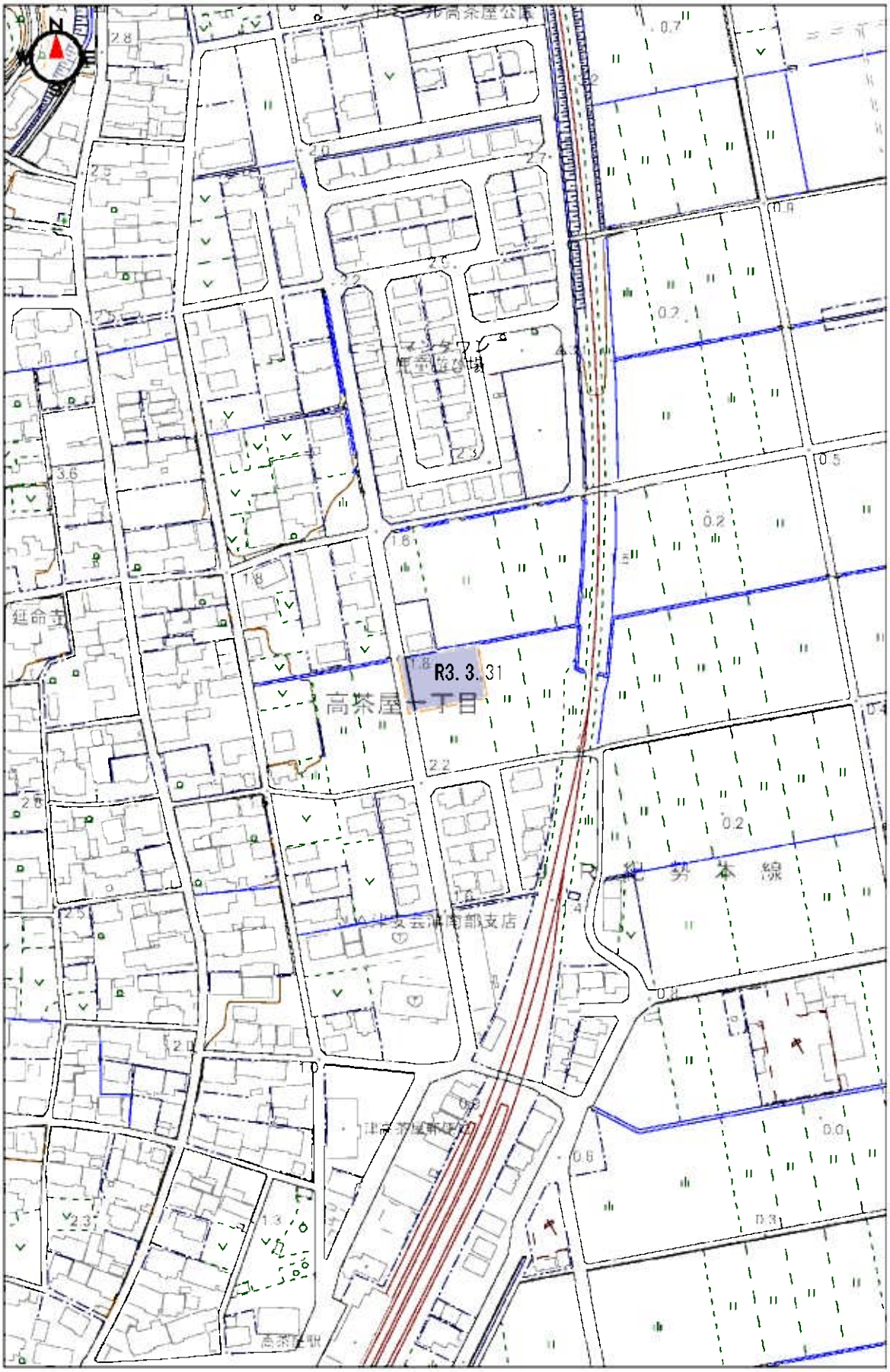

0　100m

1:2,500

津第３－２処理分区

供用開始区域図　高茶屋七丁目

R3. 3. 31

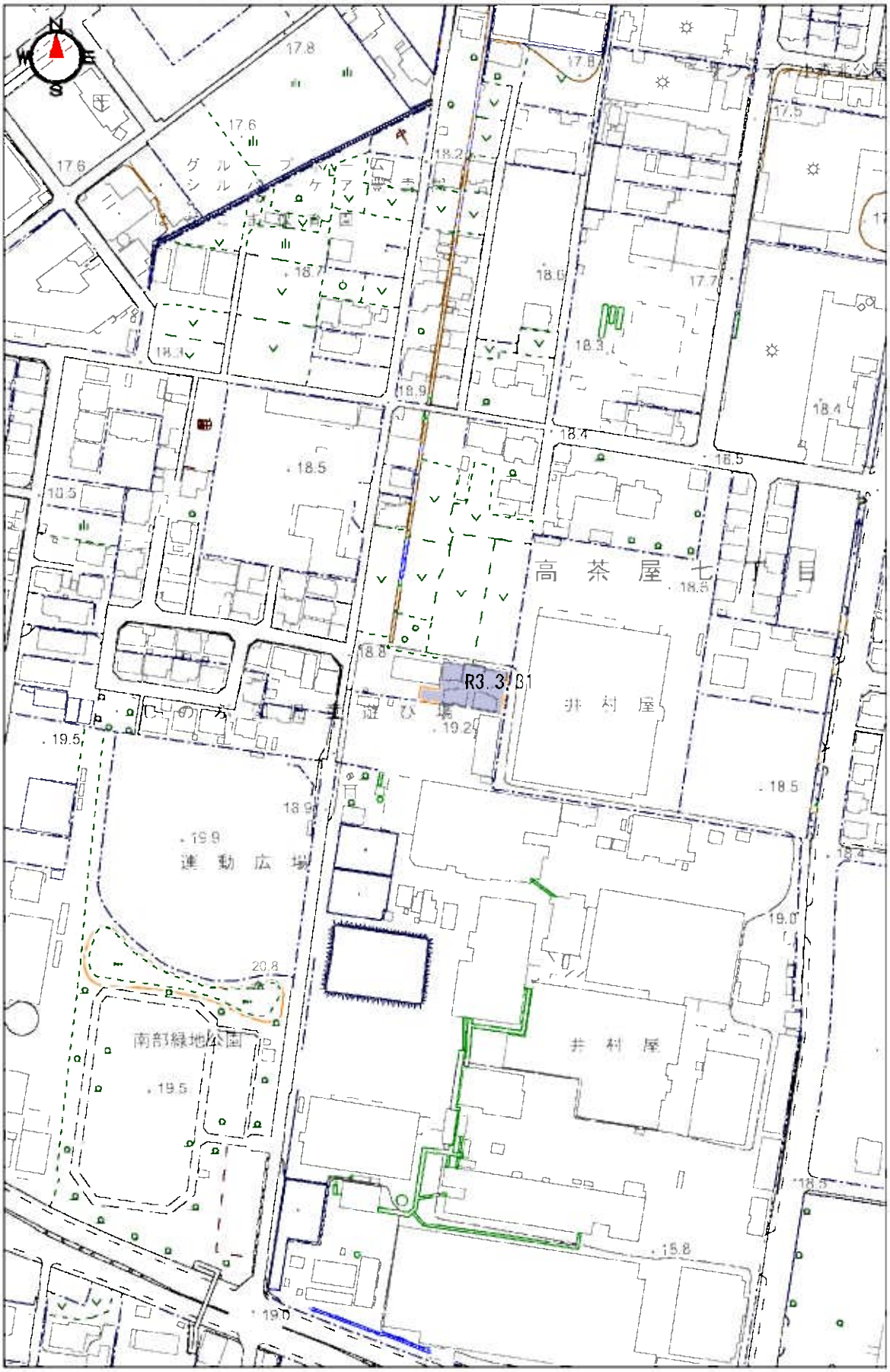

0　100m

1:2,500

津第３－２処理分区

供用開始区域図　久居北口町

R3. 3. 31

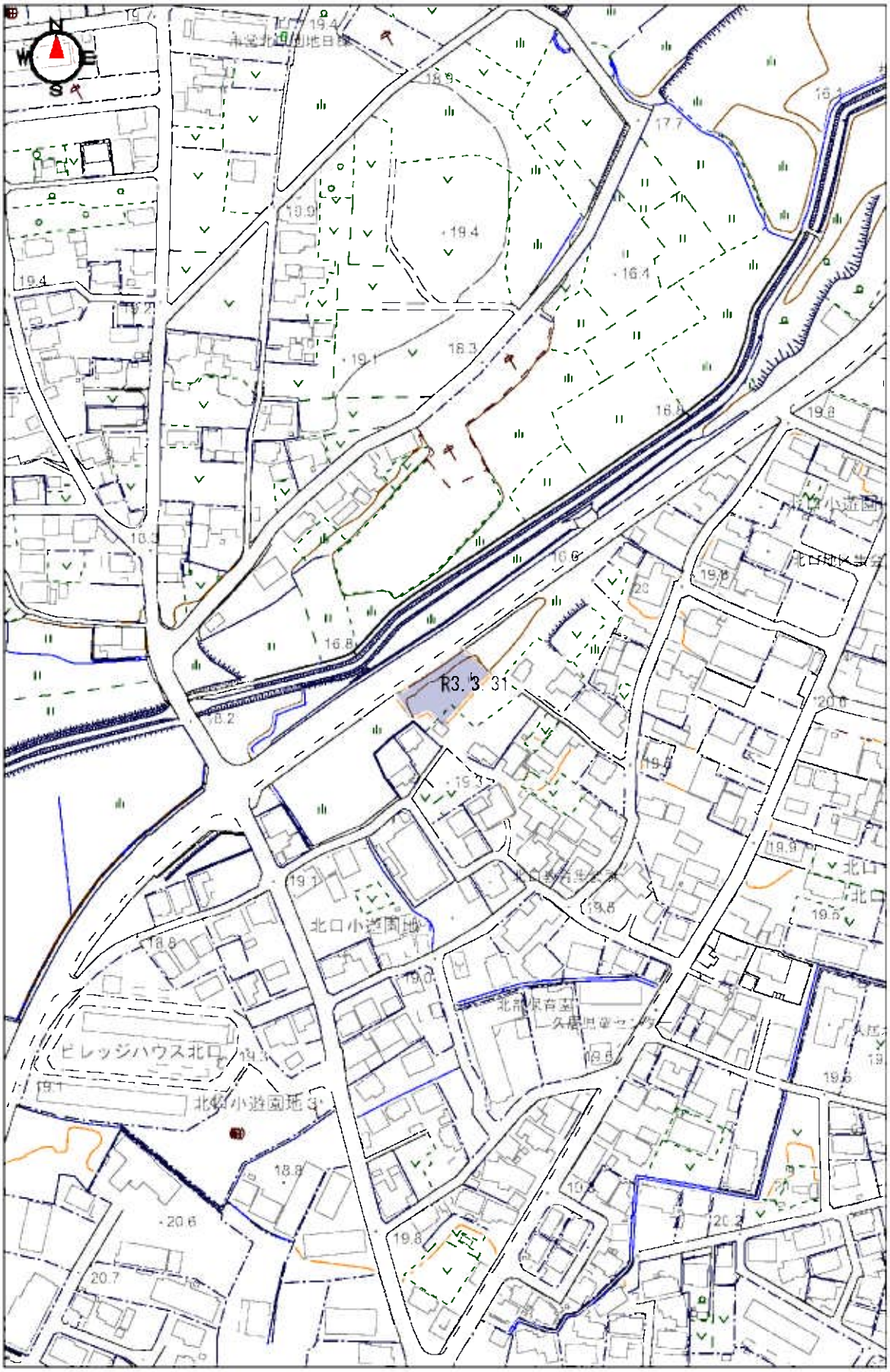

0　100m

1：2,500

久居北部処理分区

供用開始区域図　久居元町

R3. 3. 31

0　100m

1：2,500

久居南部処理分区

供用開始区域図　新家町

R3. 3. 31

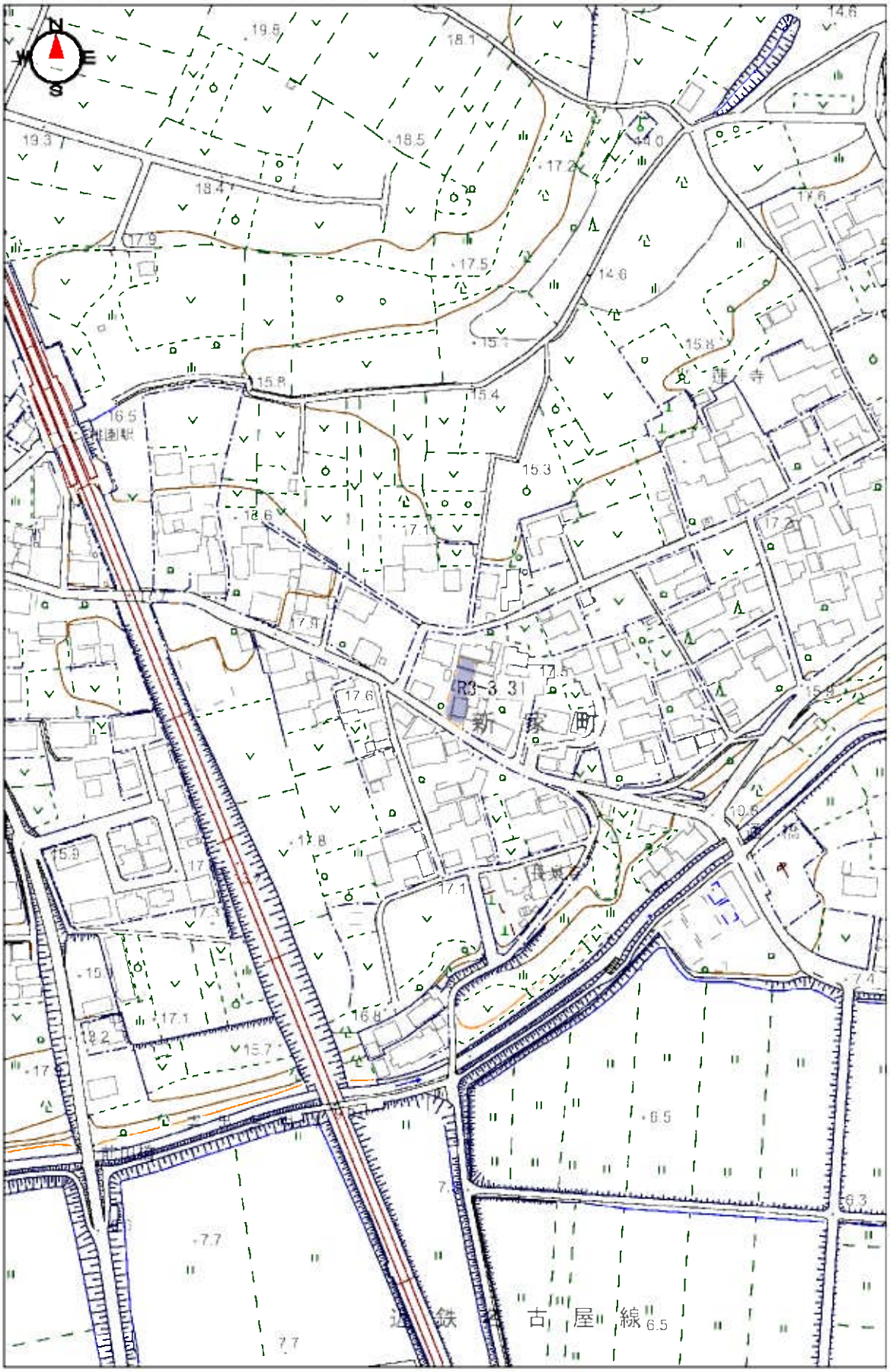

0　100m

1：2,500

久居南部処理分区

供用開始区域図　白山町川口

R3. 3. 31

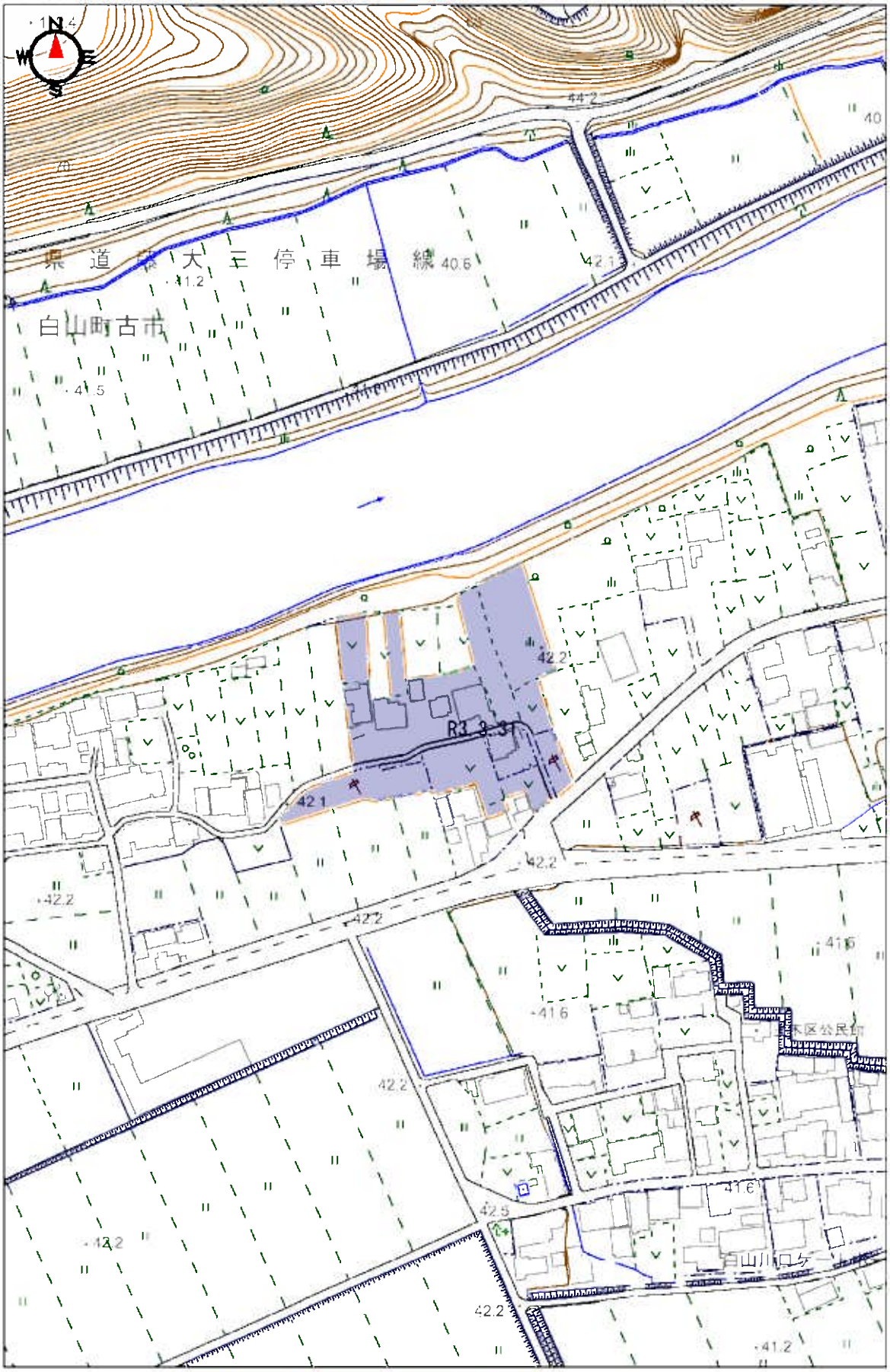

0　100m

1：2,500

白山第２処理分区

供用開始区域図　白山町川口

R3. 3. 31

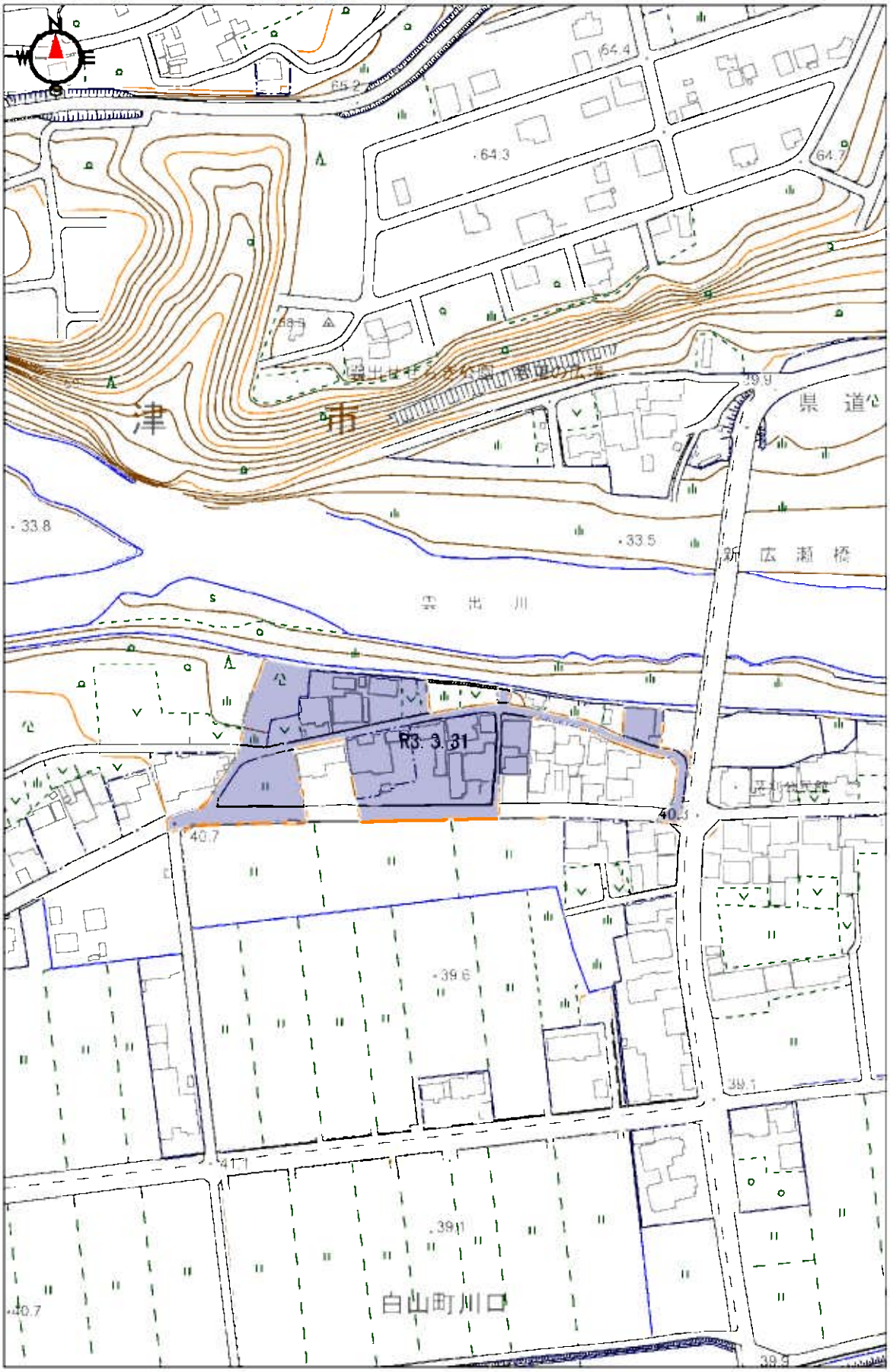

0　100m

1：2,500

白山第２処理分区

供用開始区域図　白山町二本木

R3. 3. 31

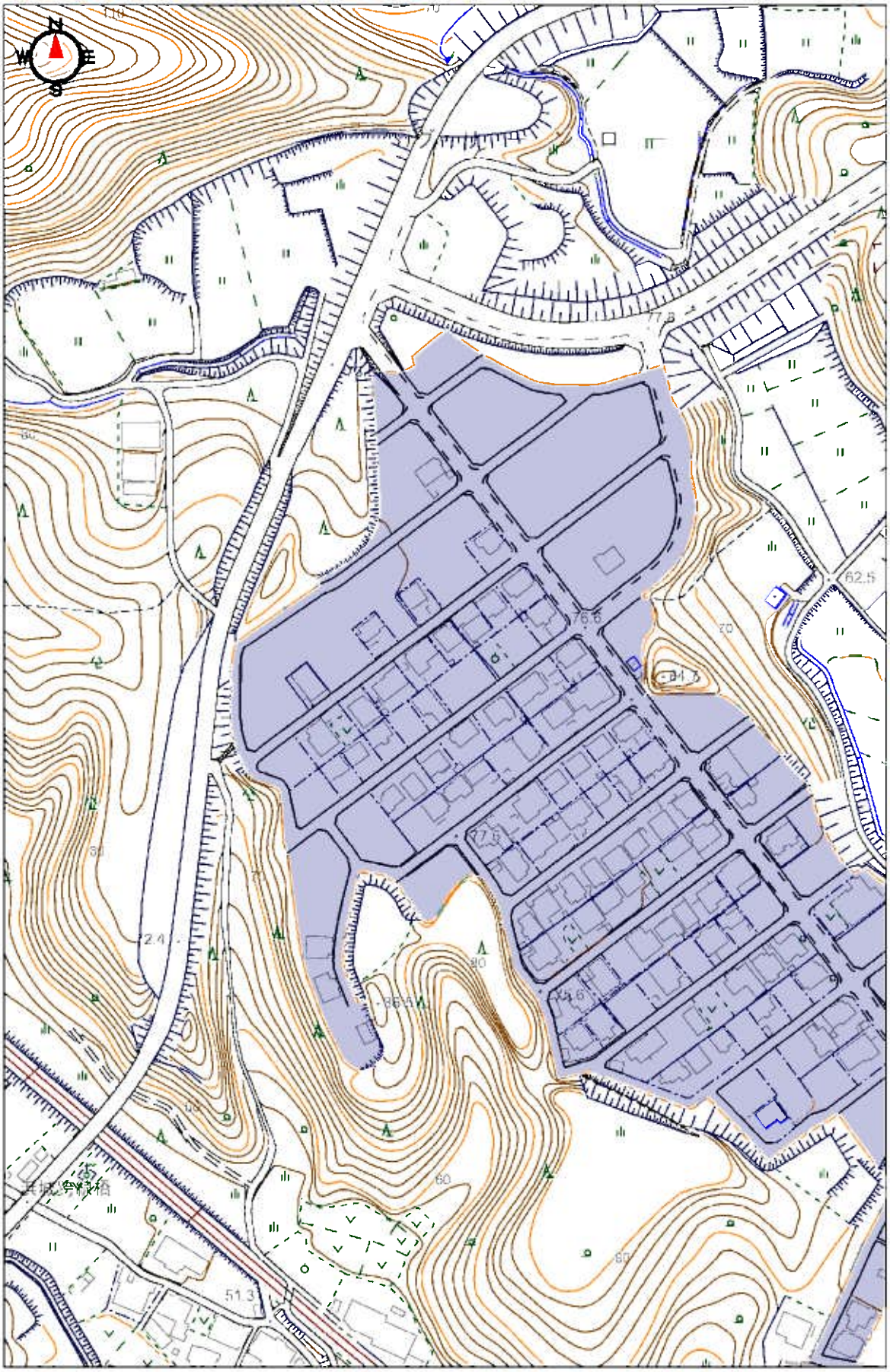

0　100m

1：2,500

白山第５処理分区

供用開始区域図　白山町二本木

R3. 3. 31

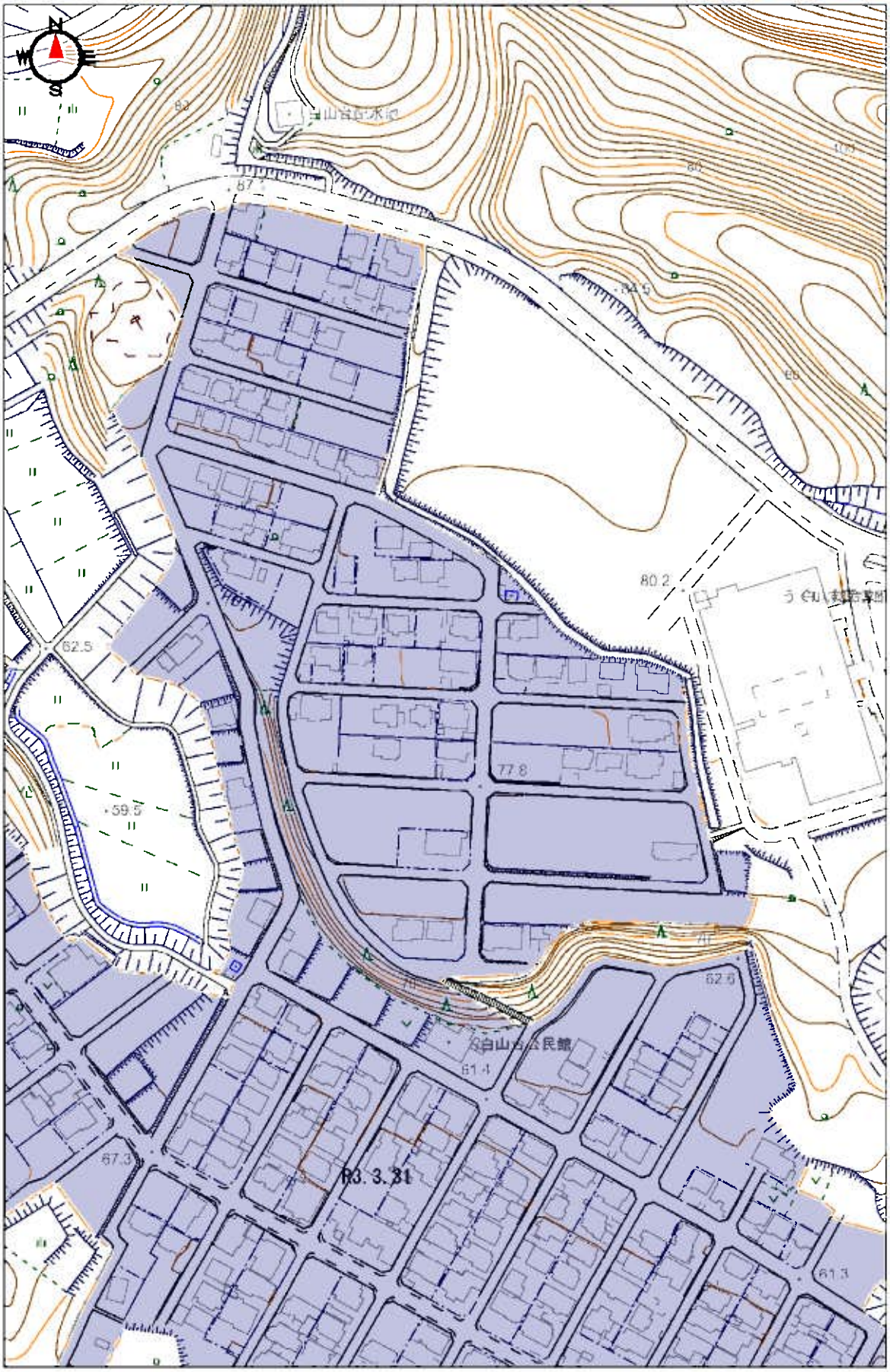

0　100m

1：2,500

白山第５処理分区

供用開始区域図　白山町二本木

R3. 3. 31

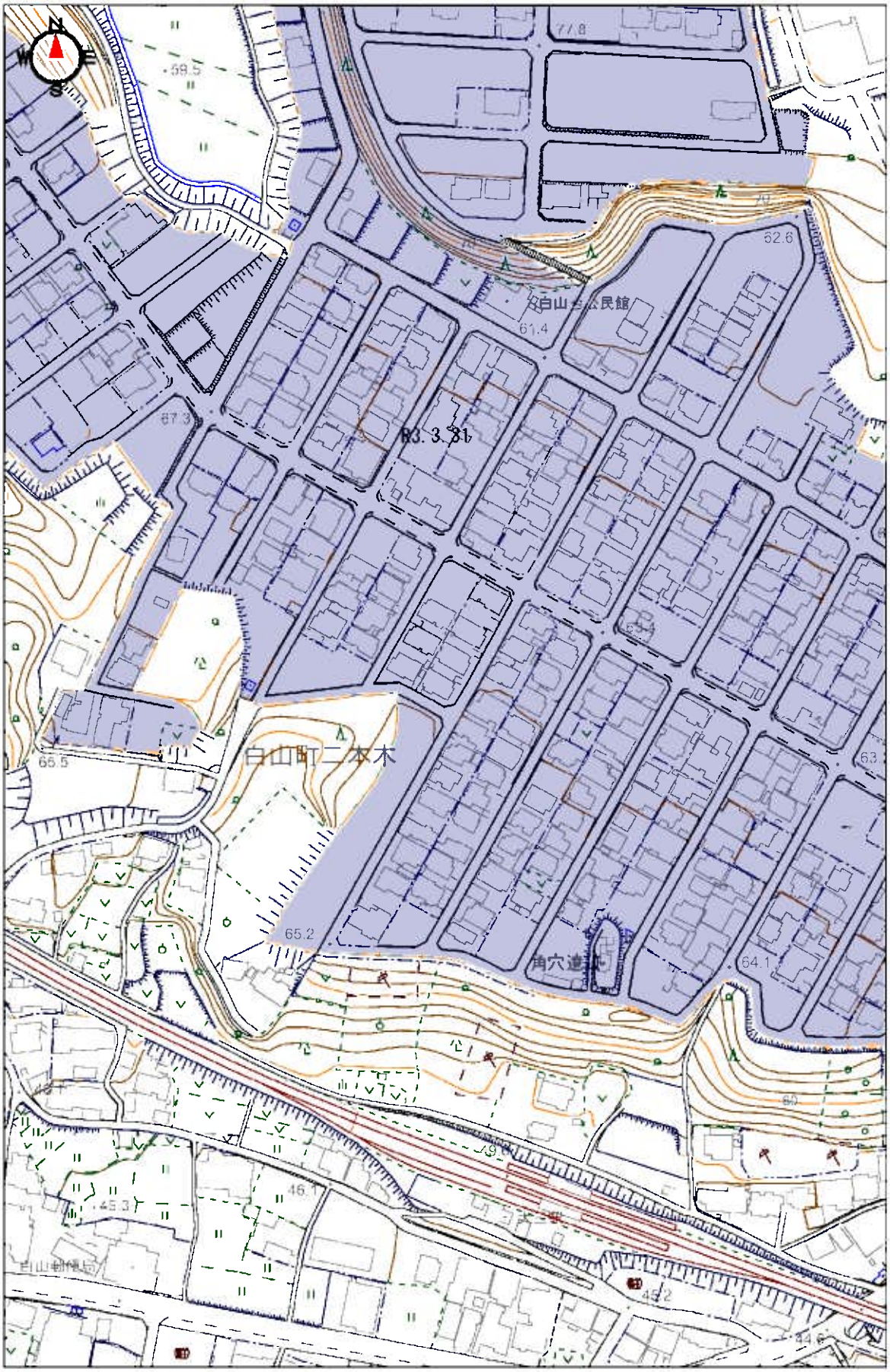

0　100m

1：2,500

白山第５処理分区

供用開始区域図　白山町二本木

R3. 3. 31

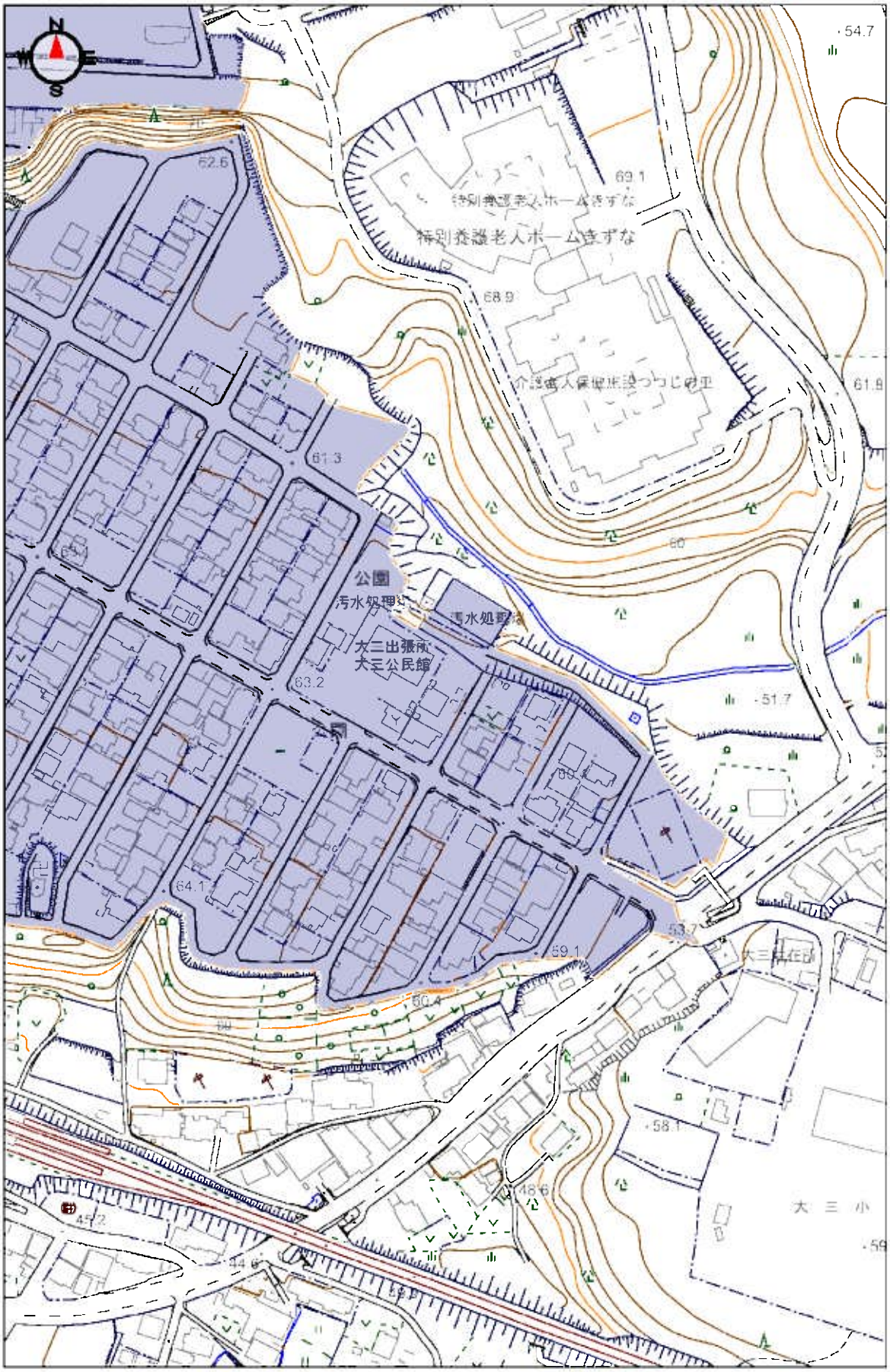

0　100m

1：2,500

白山第５処理分区

供用開始区域図　芸濃町椋本

R3. 3. 31

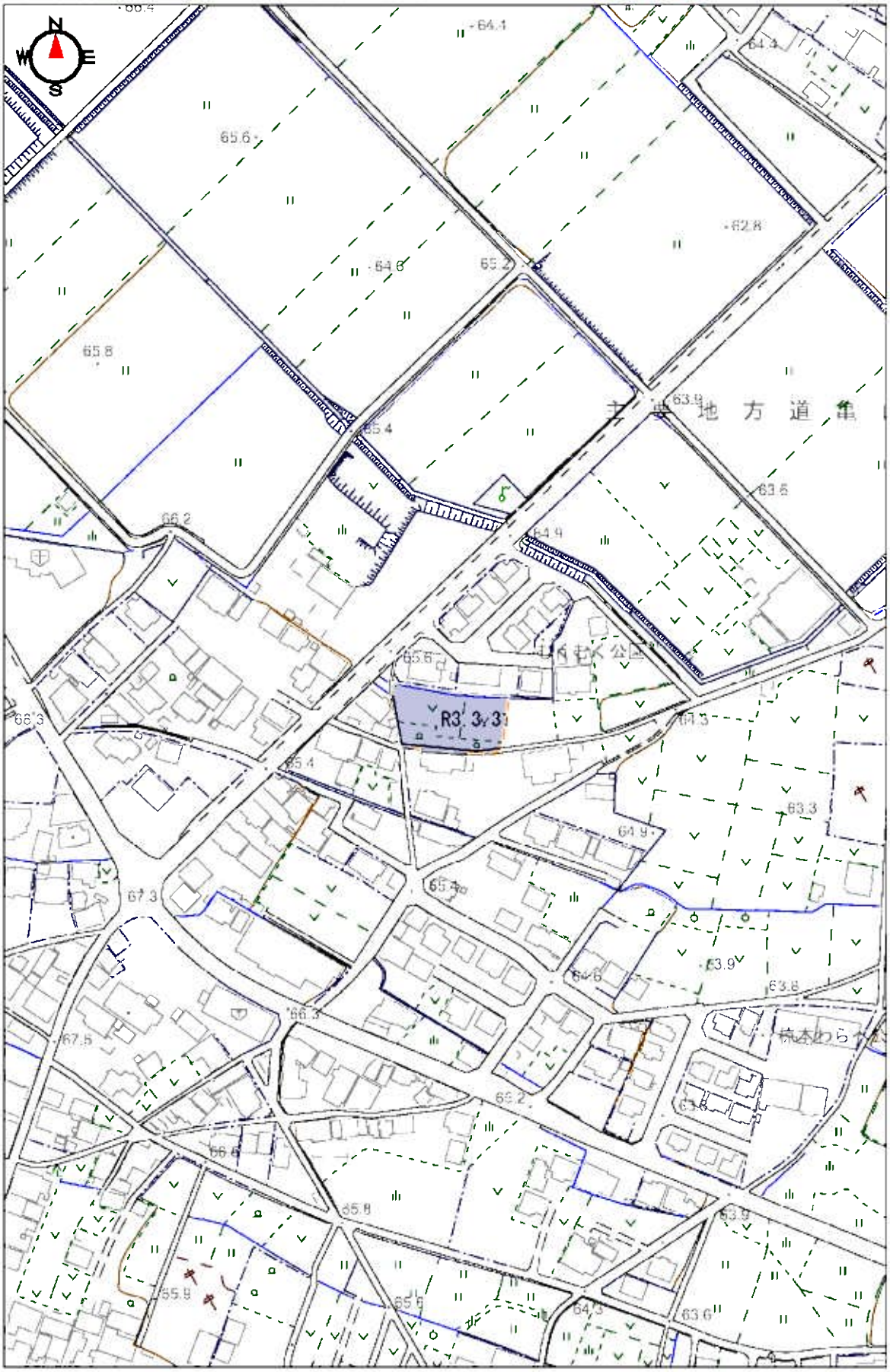

0　100m

1：2,500

椋本処理区

供用開始区域図　芸濃町椋本

R3. 3. 31

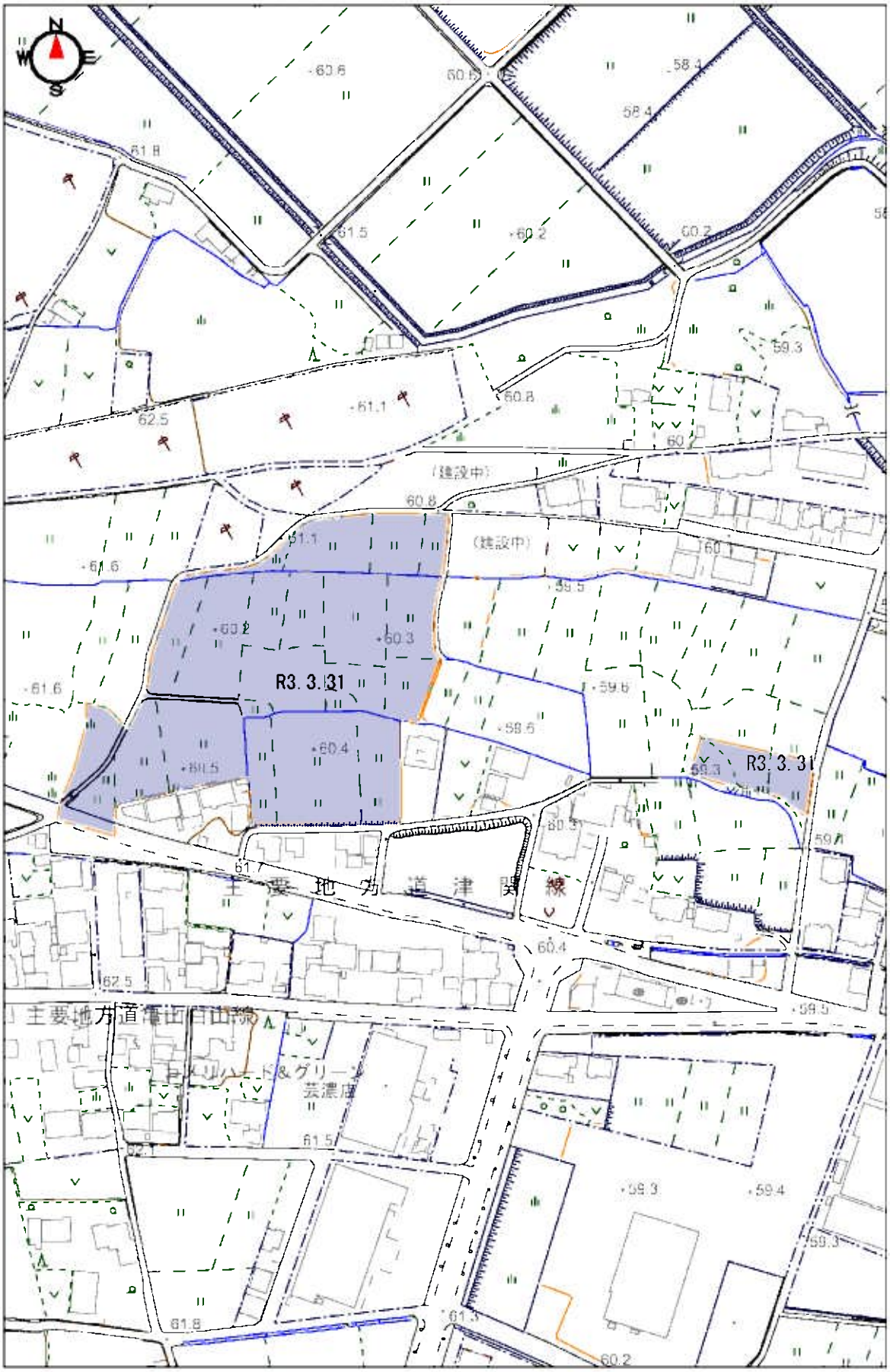

0　100m

1：2,500

椋本処理区

供用開始区域図　芸濃町椋本

R3. 3. 31

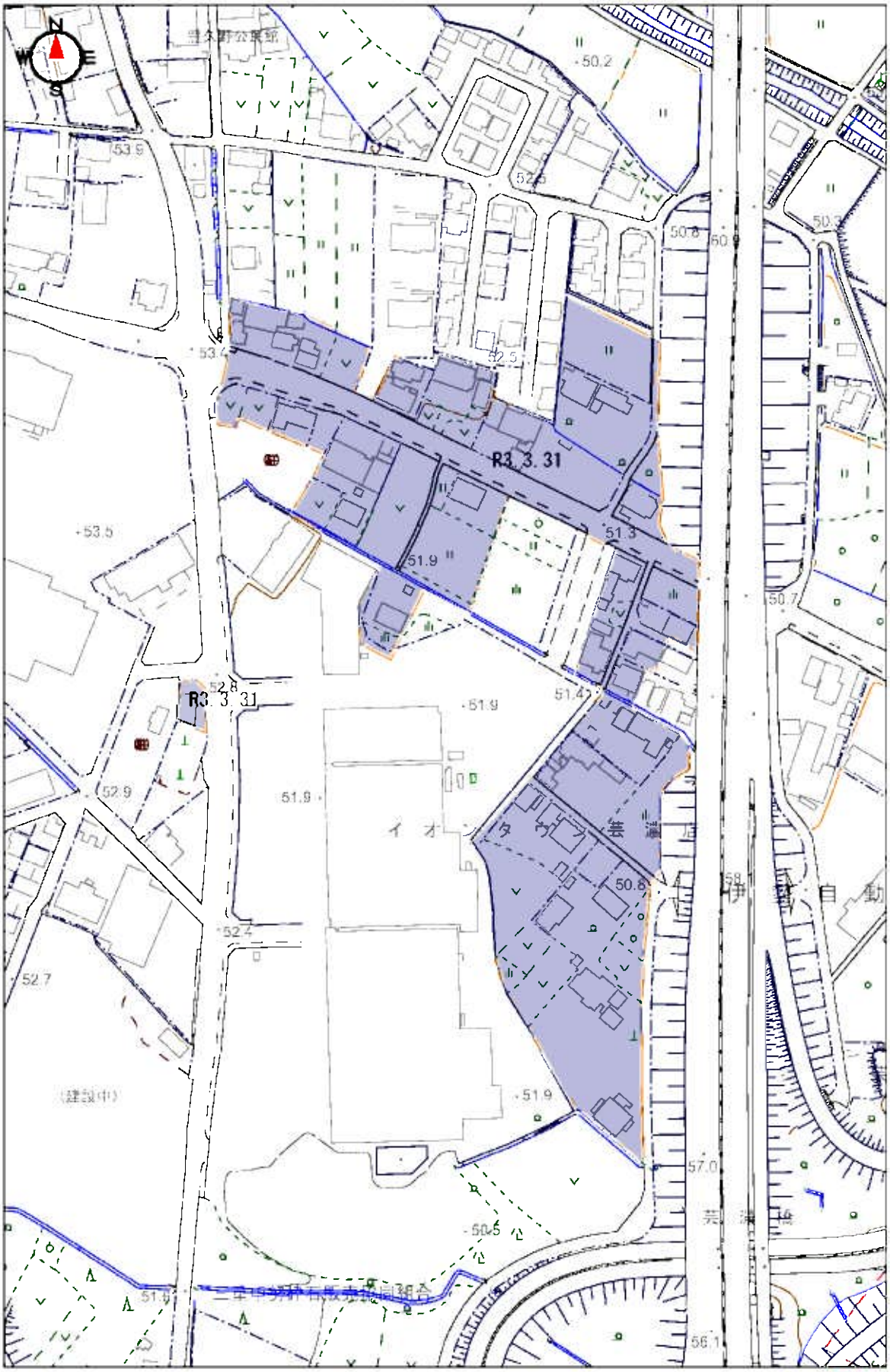

0　100m

1：2,500

椋本処理区

津市上下水道事業告示第１６号

　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１４号）第１０条第１号の規定により告示する。

　　令和３年３月１７日

津市上下水道事業管理者　田　村　　学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社エム	津市垂水１９６０番地１	令和３年３月１２日から令和８年３月１１日まで

津市上下水道事業告示第１７号

　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２第１項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１４号）第１０条第２号の規定により告示する。

　　令和３年３月２４日

津市上下水道事業管理者　田　村　　学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社島上総合エンジニア	津市木造町２４９２番地	令和８年９月２９日まで
有限会社ナカヤ設備工業	多気郡明和町大字新茶屋４２２番地	令和８年９月２９日まで
有限会社みずポリス三重	松阪市中道町５０５番地１	令和８年９月２９日まで
有限会社前田土木建設	津市中河原５８２番地の９	令和８年９月２９日まで
株式会社せこ住研	度会郡玉城町蚊野２６３３番地	令和８年９月２９日まで
クリマシィイー有限会社	津市栗真町屋町６１２番地１	令和８年９月２９日まで

津市消防本部訓令第１号

消防本部

津市消防本部訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令を次のように定める。

令和３年３月２６日

津市消防長　小　津　直　久

津市消防本部訓令で定める申請書等への押印の特例に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、消防本部訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の省略）

第２条　消防本部訓令で定める申請書等であって、消防本部訓令により押印を要するとされているもののうち、消防長が別に定めるものについては、当該消防本部訓令の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、消防長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

津市消防本部告示第１号

津市消防本部告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示を次のように定める。

令和３年３月２６日

津市消防長　小　津　直　久

津市消防本部告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

（趣旨）

第１条　この告示は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、消防本部告示で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の省略）

第２条　消防本部告示で定める申請書等であって、消防本部告示により押印を要するとされているもののうち、消防長が別に定めるものについては、当該消防本部告示の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、消防長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月２６日

津市議会議長　加　藤　美江子

津市議会規則第１号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成１８年津市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１２９条第１項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「が押印のうえ」を「の署名又は記名押印の上」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「請願を」を「前２項の請願を」に、「署名」を「署名し、」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　請願者が法人の場合における請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者の署名又は記名押印の上、議員の紹介により議長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月１９日

津市教育委員会教育長　森　　昌　彦

津市教育委員会規則第１号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則

（津市教育委員会公印規則の一部改正）

第１条　津市教育委員会公印規則（平成１８年津市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「２６」を「２５」に改める。

（津市立幼稚園則の一部改正）

第２条　津市立幼稚園則（平成１８年津市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

別表津市立安東幼稚園の項を削る。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月１９日

津市教育委員会教育長　森　　昌　彦

津市教育委員会規則第２号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成１８年津市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３２条の見出しを「（共同学校事務室）」に改め、同条中「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月１９日

津市教育委員会教育長　森　　昌　彦

津市教育委員会規則第３号

津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

津市立教育研究所の管理運営に関する規則（平成１８年津市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「教育研究支援課長」の次に「（担当副参事が置かれる場合にあっては、担当副参事）」を加える。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和３年３月２６日

津市教育委員会教育長　森　　昌　彦

津市教育委員会規則第４号

津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の省略）

第２条　教育委員会規則で定める申請書等であって、教育委員会規則により押印を要するとされているもののうち、教育長が別に定めるものについては、当該教育委員会規則の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、教育長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市教育委員会訓令第１号

教育委員会

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年３月１９日

津市教育委員会教育長　森　　昌　彦

津市学校サポートセンター設置規程の一部を改正する訓令

津市学校サポートセンター設置規程（平成２３年津市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「教育研究支援課長」の次に「（担当副参事が置かれる場合にあっては、担当副参事）」を加える。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第１７号

津市選挙管理委員会告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示を次のように定める。

令和３年３月２６日

津市選挙管理委員会
委員長　後　藤　　久

津市選挙管理委員会告示で定める申請書等への押印の特例に関する告示

（趣旨）

第１条　この告示は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、選挙管理委員会告示で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の省略）

第２条　選挙管理委員会告示で定める申請書等であって、選挙管理委員会告示により押印を要するとされているもののうち、委員長が別に定めるものについては、当該選挙管理委員会告示の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、委員長が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

津市公平委員会規則で定める書面への押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和３年３月２９日

津市公平委員会委員長　西　川　源　誌

津市公平委員会規則第１号

津市公平委員会規則で定める書面への押印の特例に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、行政手続の簡素化を図るため、公平委員会規則で定める書面への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の省略）

第２条　公平委員会規則により押印を要するとされている書面のうち、委員長が別に定めるものについては、当該公平委員会規則の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、委員長が別に定める書面については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

津市固定資産評価審査委員会告示第１号

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年３月２２日

津市固定資産評価審査委員会
委員長　斧　田　正　長

津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

津市固定資産評価審査委員会規程（平成１８年津市固定資産評価審査委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第１号様式その１から第２号様式まで、第３号様式（裏）、第４号様式、第８号様式及び第１０号様式中「㊞」を削る。

第１２号様式中「㊞」及び「（注）提出者は、署名押印してください。」を削る。

第１３号様式から第１５号様式まで、第１９号様式、第２２号様式、第２２号様式の２及び第２４号様式中「㊞」を削る。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。